

СНИИД

→

しつてける場合が非常に多い。特にこれは商工会の書記連中を通じて聞いてきたことですが、そのうち能力の低いところでは青色申告はできない、ところがそれに対していろいろことを言っている。これは青色申告をやらないければ、来年白色ならば、所得査定をさらにふやせといふようなことを言っている。青色申告をすれば当然そういう連中は税理士に世話にならなければならぬ。税理士に世話になると、五十万円や七十万円の所得ではむしろ税理士に世話になった場合のほうが金がかかる、こういうことで悩んでおるのが非常に多い、これはどういふわけか。どういふ方針であるのか。ここに、ほとんど全部について、このうちは青色申告は無理だといふところにも二回、三回と言っている。しかし、特に年度中途から青色申告をやっても、最終段階になって否認をされればこれは何にもならないわけである。

それともう一つ、能力がない。税理士にかかるとやるといふことになればなお困難だ、こういうケースが非常に多い。これも私は十数人の書記連中から実は話を聞いておる。こういうのはどういふ方針でどういふことになっておるのか。またそういう指導を現実にしておるのかどうか。この点を説明を願いたい。

○喜田村説明員 最初の、所得が伸びているのが非常に多いという問題でござりますが、昔は、三十二、三年ごろまでは税務署のほうから、確定申告期には納税額の調査額のお知らせということを一応やっておりまして、それを目安として申告をしていただくという

体制をとってあったのでござりますが、それではやはり申告納税制度の本来的趣旨に反するということで、現在はこれらのほうからは原則として調査額はお示ししない。それで、ただ納税相談においでになったときに、かなりこちらの調査額に自信がある、そういうものについては調査額をお知らせします。また先ほどお話をあつたような白の場合、自分たちの帳簿がないという場合には、一般のこれまでの調査実績をお話しして、大体の趨勢は全体としてまあ上がっているのではないかと、目安的な御相談に應ずるわけでありまして、具体的な個々の調査額を示してこれによって申告をしてほしい、こういうふうな指導はやらない、ことにそれを強制的に押しつけるようなことはしないようにしておりますので、先ほどお話をいたしましたように、調査額によってこの申告を強制する、そういうような印象を与えるようなことがないよう十分に注意をいたしております。ただ、先ほどお話をいたしましたように、今年の消費景気の上昇であるとか、あるいは物価の値上がり、そういういったようなことから末端の事業所得者について調査をした実績を見ましても、ある程度やはり所得は全体として伸びております。そういう経済の動向等について納税相談のときにお話しすることはあると思いますが、それは決して強制ということとはございませうので、もし自分の所得がほんとうにそれだけないと思われた場合には、あるいはこちらがもし数字をお話ししたといたしましても、決してそれによらずに申告していただく、こういうたてまえになっております。

それから二番目の御指摘の青色をある程度強制をしている、こういうたてまえの問題でござりますが、現在の申告納税制度のもとにおきましては、どうしても帳簿をつけていたでいて、それに基づいて申告をしていただく、こういうことが、申告納税制度をほんとうに軌道に乗せていくかめになると国税庁といたしましても考えておりますので、なるべく青色になつていただく。白であまり帳簿もつけずに、見込みで申告をされるというふうなことでなくて、ほんとうに青色の帳簿に基づいて申告をしていただくようにするのが望ましいということから、先ほど申し上げましたように、国税庁といたしましてはなるべく青色をふやしたい、こういうような考え方は持つております。ただそれを、いまお話をいたしましたように、とてもその能力がない、そういうふうな人はどうせ最後では否認されるにきまつている、そういうふうな人にも青色を強制するようになつていくように、もしできればというふうな考え方で、なるべくなら青色になつていただきたい。ただし、無理やりに強制して青色になつていただく、そういうような考え方は持つておりません。ただ、先ほどお話をいたしましたように、自分ではとても帳簿をつけ切れない、あるいは税法のむずかしいことがわからないという方々で、しかも、なるべくだつたら帳簿に基づいて正確な申告をしたいという方が、たくさんおいでになるわけでございます。しかし、それには税理士に金を払うだけの余裕がない、こういうたてまえの小企業の納税者がかなりあるというところで、本年から特にそうした

方々のために青色申告会あるいは税理士会、そういうたてまえの外部の団体の協力を得まして、非常に安い値段で記帳あるいは納税相談といふものをやっていたでいて、いままでの税理士に払うような高い記帳料、納税相談料というふうなものを払わずに、低廉な価格で記帳の代行あるいは記帳の指導、申告書の作成、納税相談、そういうたてまえのものができるような制度を現在なるべく普及するように、いろいろの外部団体との協力のもとにそういうたてまえを講じております。

○久保田(豊)委員 生業的な零細業者といふのは、二百五、六十万あるわけですね。その人たちはおそろく大抵年の所得といへば百万円以下、おそろくは五十万円前後の人が多いんじゃないか。こういう人に全部青色申告をやらせるというところは、私は少し無理じゃないかと思う。もしそれをやらせるなら税理士でなく、いまのお話で、税理士に非常に安くやるように言いましたけれども、税理士はやはり営業ですから、実際には相当高くなりますよ。そうすると税金で多少やっても税理士のほうを考えると、結局何にもならぬ。むしろかえって経費が高つくということになる。したがって、そういう人は大部分が商工会におるわけですね。商工会所属の人が非常に多い。いま商工会の職員といふのは、納税期になればほとんど税務署の手伝いみたいなことをやらされておる。それが本来じゃないにかかわらず、いやおうなしに、ほかにやる人がないのですからやる、こういうのが実態です。ですからそれならむしろ税理士なんというものを使わずに、商工会の書記なりなん

なりでやれば、これはほんとうの青色申告にはならぬかもしれないけれども、ある程度それに近いものになると思う。そういう零細な人の所得といふふうなものは、御承知のとおりこれはほとんどどんぶり勘定です。一つの生業です。生業に食い込んだ税金になつていくわけですね。実際には現在でも生活費に食い込んだ税金に事実上なつていく。そういうものに対してはやはり税理士を使うなんという制度はやめて、もつと別個の対策を私は立てるべきだと思ふが、どうでしょうか。いまあなたが、特に安い税理士にやらせるようにしたと言ふのは、どういふ具体的な内容であるのか、それもひとつ説明してもらいたい。

○喜田村説明員 先ほど税理士会あるいは青色申告会と申し上げましたが、そのほかにただいまお話しした商工会といふもの等の協力ということで、先ほどお話し申し上げましたような記帳の代行あるいは納税相談、そういうたてまえの活動をやるようにしようという商工会との協力ということも申し述べましたので、つけ加えていただきます。

現在それほどのくらの額で納税相談あるいは記帳の代行をやるかという話は、いろいろ各税局ごとに税理士会、商工会あるいは青色申告会、それぞれ話し合つておりますので、場所によつていろいろ違いがありますが、一例をとつてみますと、記帳の代行をやるという場合には、月七百五十円から千円くらい。たとえば女子職員を使ひまして記帳を代行してもらふ、かわつてつけてもらふ、そういう場合には、いまのような値段でやるようになって

おられますし、納税相談の場合には月た  
とせば百円、そういったような非常に  
安い値段でやるといったような制度を  
各団体打ち合わせまして実施する、こ  
うした場合には年間通じまして、記  
帳を全部代行してもらった場合、  
でも、かなり安くあがるんじゃないか  
うか。納税相談をやった場合、申告書  
をつくってもらった場合にも相当安く  
できるんじゃないか、こういうふうに  
考えておられます。

それから商工会自身に納税相談と申  
告書の作成、その他をやらせたらどう  
かという問題がございしますが、記帳の  
段階までは税理士法というものに触れ  
ないで、もちろん自由にだれでもで  
きるわけなんですけれども、申告書  
の作成とか、あるいは納税相談とい  
うことになりまして、税理士法との関係  
がございまして、そこまで全部商工会  
だけに、あるいは青色申告会だけでや  
らせるというわけにはまいりませんけ  
れども、そこにつきましては先ほどお  
話しました税理士会と協力して、そ  
うした税理士法に触れるような問題に  
ついては、税理士がタッチする。そ  
うじゃない税理士法に触れないような問  
題につきましては、あるいは記帳の代  
行、指導、そういったようなものにつ  
きましては、独自でやれる。そういった  
ような各団体がそれぞれ職能に応じ  
て、小企業納税者に対する指導がで  
きる。そういったような体制をとるよ  
うに、そういった組織をつくるように、  
現在各国税局で現地の各種団体と協力  
して指導体制を整える、こういうこと  
にしております。

て七百五十円から、ちょっと多いもの  
は千五百円から二千円ということにな  
る。大体、納税額が二万円か、せいぜ  
い三万円の人が、結局年に一万円なり  
一万五、六千円出すということは相当  
大きな負担です。しかもそれが全部税  
金のあれになるのです。そこをもう少し  
何とか考えないと、あなたのほうは  
税金はとりいいかもしれない。公平に  
なるかもしれない。しかしながら、納  
税者のほうから言えば、そういうこと  
になる。生業的にやっておる人を、特  
に企業的にしろといったって無理で  
す、特に、いなかの農村地区や小さい  
町では、それはかなりで生活してない  
という場合も相当あるわけですし、こ  
うを何とかもう少し考えて、税理士法  
との関係もありまして、税理士法とい  
うことになりまして、税理士も何か今  
度弁護士並みに扱えとい  
うことになると、ますます高くなる。  
こういふことか、いふのは金にならぬ  
か、税理士は本気になってやってくれ  
ません。ですからここは商工会なりな  
んなりもつと便利、たといは資格を  
与えるなり、税理士ではないにしても  
何かの資格を与えるなりなんなりとい  
うふうをする必要がある。もし青色  
申告を全部やらせるといふ趣旨なら  
ば、ここに何らかの対策を講じて、そ  
ういふ生業的な商工業者が安んじて、  
しかも安くやれるような身近な方法を  
考えてやる必要がある。そうでなけれ  
ば、いまのように、青色申告をやれや  
れと言つて、やらなければ来年度は白  
ならば、うんと査定を上げるぞとい  
うのは、ほとんどおどかしです。あなた  
のほうではおどかしなんていうことは  
思っていないかもしれないが、末端で  
はみんなそうです。やらなければ、来

年はというので、みんな能力のない人  
たちが困り切つておるといふ現状です  
から、この点をひとつ改めてもらいた  
いと思ひますが、どうですか。

○喜田村説明員 ただいまちょっと申  
し落としたが、小企業納税者に対  
する記帳の指導あるいは税務の指導と  
いうことについては、現在提出されて  
おります予算の中に約四千六百万の金  
が、そういった零細企業に対する税務の  
指導という見地から計上されるように  
なっております。これの使途につきま  
しては、現在、中小企業庁と国税庁と  
打ち合わせ中でございます。この金な  
んか十分に使用して、先ほどの記  
帳指導あるいは記帳代行あるいは税務  
相談といったものが、納税者の負担に  
あまり大きく響かないように、そうい  
う措置につきまして現在打ち合わせ中  
でございます。なお、それでもなおお  
でこという方につきましては、これ  
に青を強制するといふようなことはな  
いようには十分心がけてまいりたいと  
思っております。

○久保田(豊)委員 いま、こういう生  
業的な零細業者が大体二百五、六十万  
あるわけですね。そのうちで、青色申  
告をやっておるものと、白色とはどの  
くらいの割合になっておりますし  
うか。

○喜田村説明員 現在、零細という区  
分がはっきりいたしません、所得税  
を納税してあります事業所得者につ  
きましては、約四五〇くらいが青にな  
っております。

○二階堂委員長 ちょっと申し上げま  
すが、銀行局長は参議院の予算委員会  
に呼ばれて、質問があとになった  
ものですから、しばらくお待ちくださ

いませんか。——銀行局からかわり  
に柏木財務調査官が見えております  
が……。

○久保田(豊)委員 局長でないとな  
らないが。

○二階堂委員長 ちょっと速記をとめ  
て。

〔速記中止〕

○二階堂委員長 速記を始めてくだ  
さい。中村重光君。

○中村(重)委員 それでは三法案につ  
いて詰めてみたいと思ひます。

まず第一に、中小企業信用保険法及  
び中小企業信用保険庫法の一部を改  
正する法律案の問題点について、お尋  
ねしてみたいと思ひのであります。

この法律案は、手形割引引き保証範  
囲を増大するとか、さらにまた出資  
を増額するといった前向きの内容にな  
つておるわけでありまして、内容に  
運用のよろしきを得なければ、悪法に  
転ずる可能性はあると思ひます。

まず第一に、問題点としてお尋ねし  
たいのでありますけれども、手形を割  
り引きをするその保証範囲を増大する  
という点になつてくると、有価証  
券の乱発を誘発する危険性が出てくる  
のではないかと思ひます。いわゆる現  
金払いといふものを手形払いにする  
といふことになつてまいりまして、し  
てそれからいふ一点は、これはお尋ね  
してみなければわかりませんけれども、  
も、手形の期間を何カ月もの割引引  
きするのといふことですね。これは、  
いつかの委員会でも長官が、商工中  
金に五カ月手形を割引引きをさせると  
なつてくると、この五カ月といふもの  
が公認される形に実はなつてくる。手

形の長期化を抑制をしていかなければ  
ならないといふことを強く私も主張  
してまいりましたし、またそれは当  
然であると思ひわけでありまして。こ  
ろが、長期の手形を割引引きをする保  
証をするといふことになつてまいりま  
すと、短期化しやなくて、長期化をさ  
らに誘導するといふ役割を果たしかね  
ない、こう思ひます。それらの点につ  
いて明確でございせんから、まずそ  
の点について明確にしたいと思ひま  
す。

○中野政府委員 第一点の御質問で  
ございしますが、この手形保証保険を  
実施することによりまして、現金払いを  
少なくして、むしろ手形で払いという  
ようなことを助勢しやせぬか、こうい  
うようなお尋ねでございします。われ  
われがこの制度を考えましたのは、現在  
中小企業者が大企業からいろいろ優  
待を受けたりもして、これを銀行  
へ持つていってもなかなか割引引  
きにくい。そのために、実は貸金業者  
等に行つて割引引いてもらつてい  
う事態が現実にあるわけございま  
す。それはどういふ理由かといふと、  
手形を振り出した人が大企業であつ  
ても、そういうことになつておるの  
であつて、これはやはり手形をもち  
中小企業者の信用力に限度がある。し  
たが、銀行に貸し出しのワケに限  
度がある。こういうことから、さうい  
う事態が発生しておるわけございま  
す。この意味におきまして、どうして  
も手形保証保険というようなものを  
広く実施をいたしまして、これによつ  
て手形を受けた中小企業者に信用力  
をつけてやるといふことが、今度の  
制度のねらいでございまして、これによつ

手形の乱発を助勢するというようなこととはいいんじやないかというふうに考へております。

それから一般に銀行で割り引き得る範囲の手形のサイトというものは、常識的にいまして九十日、したがって九十日以上の手形を持っていても、それは銀行は割り引いてくれません。したがって、たとえ百二十日のものであれば、九十日に至るまで中小企業者はそれを持っていなければ金がつかない、こういう形になってくるわけでございます。ただ商工中金につきましては、協同組合等を下請業者がつかってございまして、これに対して親企業の場合は保証するということをやると、特別の場合には百五十日までのもので割り引いておる。これは商工中金の特別の中小企業者に対する措置であるというふうに考へております。ただこれが非常にいい制度かといわれると、非常に長いものを今度は親企業のほうに出せる。したがって、その意味で中小企業者のほうにそのしわを寄せておるということがいえますので、下請代金遅延防止法の実施にあたっては、できるだけ手形のサイトを短くするように指導をしていきたいというふうに考へております。

○中村(重)委員 いまあなたが最後に御答弁になった点が問題点として出てまいります。それから親企業と下請企業が、これは力関係から出てくるのですけれども、話し合いをやり、短い手形を一本出さずじやないか、一本は非常に長期なものを出す、だからがまんをしろ、こういうことでいやおうなしにそれに従わなければならぬという問題も出てくるわけですから、こう

いう前向きのようなものでありまして、よほど指導をうまうまおやりにならぬと、これは悪法に転じます。ですから、そういうことについて相当詰めてみられたかどうか、その点どうなんですか。

○中野政府委員 その点は確かに御指摘のとおりでございます。手形保証保険というようにすることによって、かえって手形のサイトが長くなるかというところがあつてはいけません。ただ、これはどういう方法でやるかということになると、いわゆる企業間信用の問題でございます。非常にむずかしい問題もございまして、一つは下請代金支払遅延防止法の厳正な運用ということも考へております。それ以外に、中小企業者に対して手形のサイトの長いものを出さないように、これは特に大蔵省のほうからも銀行方面に対して通達も参っておりますし、いろいろな手を考へて、せっかくこういう前向きのいい制度をやつたためにかえっておかしの事態にならないように、事態の推移を見ながら手を打つていきたいというふうに考へております。

○中村(重)委員 企業間信用の問題であるとか、長期手形に基づいていわゆる倒産の問題等あらためてお尋ねをいたしたいと思ひます。

いまあなたが、手形割引ができない、いわゆる信用力の弱いものの手形を保証割引をするのだ、こういうことですが、そこでお尋ねしますが、振り出し人とそれから受け取り人の信用の程度というところが問題になるわけですから、そうすると、信用の程度が非常に低いというものであればカバーしなければ、この制度の意味がないということになってまいります。その点は手形

が割れないような信用程度の非常に低いものを保証することによって割引をさせるんだ、もつと極端な言い方をしますれば、いままでも割れないでおつた手形、高利貸しに持ち込んでいかなければならなかつた、こういうものが今度は割れるようになるのだ、こういう期待を特に零細企業の人たちが持つてありましよう。その期待を持つても、それとおり間違ひないのか、期待はずれという形にならないかどうか、その点どうですか。

○中野政府委員 これは銀行がかりに保証いたしましたも、銀行が手形を買ひ取るという形になるわけでございますので、やはりその当該手形をもちつた中小企業者の信用力に限度がございしますから、したがって、全然信用力のない、銀行取引の対象にならぬようなものまで全部この制度で円滑にいくというふうに期待するのは、期待し過ぎじゃないか。ただ従来銀行取引というものは、金に借れない、したがって、銀行からも金が借れない、したがって、手形をもちつても割り引いてもらえないというふうなものが、この保証によつて、相当程度中小企業者の信用力がある場合には、新しい制度によつて銀行取引ができる、したがって、手形をもちつてもそれが割り引いてもらえろという形になる。もう一つは、従来銀行と取引があつて手形は割り引いてもらつておつたが、ワクがあつて、ワクの拡大がなかなかむずかしいというような場合に、この保証保険制度によつてワクを拡大してもらえろ、こういう便宜がある。こういうふうに、この制度によりまして手形保証というものは相当程度拡大されるのではないかと

うふうに期待はしております。先生の御指摘のように信用力が全然ないものまでこの制度によつて救われるというふうに考へるのは、ちよつと期待し過ぎじゃないかと考へております。

○中村(重)委員 信用力の問題は、これは育成をしなければ信用力は高まりません。だから、いま信用力のあるものをだけを保証してやるというても、これは信用力のないものはいつまでたつても伸びないということですよ。生業から企業の状態にならない。問題の根本に於いてこういう制度というものを考へていかなければならない、こう思ひます。いまあなたの御答弁は非常に弱い。こういう新しい前向きの制度ができたんだから、いままでも救われていた人たちが救うんだ、こういう考え方の上立つて取り組まなければ、これは意味ないと思ひます。

いま一つお尋ねしますが、この制度によつて結局保証協会の保証能力を強めなければならぬから、その点は考へておられると思ひますが、どれだけの原資をこの新しい制度によつて予定しておりますか。

○中野政府委員 最初の点でございますが、信用力の弱いものを信用力をつけるように育成していくべきである、これは御説のとおりでございます。したがって、われわれとしては、これは保証協会の仕事になりますので、実は近くこの法律が通りますれば、さつそく全国の保証協会の方にも集まつていただき、私も地方に出かけていって、現実にはいま言われたような信用力の弱いものを保証協会が親切にこれを調査して保証してやるということが、まず前提でございます。した

がつて、そういう点については保証協会を十分指導して、御期待に沿うように持つていきたいと考へております。それから今度四十五億、御承知のようにに保険公庫へ出資していただくわけでございますが、そのうちで約十億を手形保証保険に――従来から保証保険にいつておる金もございしますから、プラスアルファとして十億程度は少なくとも考へたいというふうに思つております。

○中村(重)委員 保証協会の指導もやつてもらわなければなりません。そうしなければ、銀行も選別融資だ、保証協会の保証も選別保証だという形に現実になつていきます。ですから、いまあなたが十億の原資を用意している、こういうことですが、それが単にワクがなかつたものをワクを拡大するということだけに役立つという形ではだめなんです。いまあなたが保証協会をひとつ指導するんだと言われた。そのことを、肝心かなめのあなた自身がそういうかまを待つということですから、そういうことでなければこの制度の意味はないんだということをひとつ銘記していただきたい。どういふ実績があらわれるか、私もこれを期待を持つて見守つていたいと思ひます。その結果によつてまたあなたにお尋ねをいたしたい、こう考へております。

それからこの法案ですが、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案とそれから中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案と二つの法律案が一本になつて出されてゐる。これはどういふことなんですか。

○中野政府委員 これは私たちその点はいろいろ検討したのでありますが、

法制局あたりとも相談をしまして、信  
用保険法とそれからいま御指摘の保険  
公庫法、これは非常に関連の深い法律  
でございますので、一本にして出して  
も差しつかえないのじゃないかという  
結論に達しまして出したわけでござい  
ます。

○中村(重)委員 あなた方は委員会の  
審議の議事録をお読みになりますか。  
あるいは附帯決議等を十分熟読をし  
て、そして附帯決議を尊重していくと  
いうかまえて取り組んでおられますか。  
○中野政府委員 お説のとおりでござ  
います。

○中村(重)委員 そすると、二つの  
法律案は一本で出してはならないとい  
うことに委員会ではなっている、私は  
この問題を取り上げて、法制局と呼ん  
で、そしてこのためにまる一日という  
日にちを空費してしまつたという過去  
のいきさつがある。そのときに、この  
後こういふことはいたしませんとはつ  
きり約束してある。それをまた法制局  
という研究をしてきたけれども、  
どうしてもこれは関連があるからこれ  
でいいのだということは、あなた方は  
この委員会における決定を無視する  
という形になる。それでよろしいと思  
いますか。

○中野政府委員 いま先生御指摘の点  
は、私ちょっとつかつかつかつか、そこ  
まで調査をせずに結論を出したように  
思いますが、またよく調査をいたし  
まして……。

○中村(重)委員 これは問題がありま  
す。当委員会において再びこういふこ  
とはいたしません、こういふことでこ  
の点は了承している。再度これを提案  
をしたということになってくると、委

員会の権威においてもこれを承認する  
わけにはまいりません。ですから委員  
長、しかるべくこのことについてはお  
取り計らいをお願いします。

○二階堂委員長 おはかりいたします  
が、大臣が見えますから、この点につ  
いては大臣に再度質問をしていただき  
たいと思います。

○中村(重)委員 大臣に質問をする  
いうことで委員会の権威が守られます  
か。委員会において、再度こういふこ  
とをやつてはならないというところが  
まづいてくるのです。みずから委員会  
を冒瀆することになる、委員長のだ  
いまいの御意見は、これは適当でない  
と思います。ですから、休憩するとか何  
か適当な措置をおとりになって、善後  
措置を講ずる必要があります。

○二階堂委員長 ちょっと速記をとめ  
て下さい。  
〔速記中止〕

○二階堂委員長 速記を始めて下さ  
い。

○中村(重)委員 それから保証協会の  
融資の配分ですが、これがどうも適正  
でない、大きい保証協会にはたくさん  
配分する、こういふことがあるように  
す。この前たしか理事に來ていただき  
まして、ほかの委員が質問をしたこと  
があります。その際は、小さいこと  
ろにたくさん配分するようにいたして  
おります。こういふことだつたわけ  
ですね。そういう努力はしておると思  
いますけれども、保証協会連合会など  
の会費であるとか何とか、出費が  
非常に多いわけですね。そういう関係が  
あって、なかなか配分というものが適  
正にいかない。そういう問題点があり

ますから、この点はひとつ十分あなた  
も調査をされて——たとえば大阪であ  
るとかなんとか、そういう大きいこと  
ろの保証協会というのには能力があるわ  
けです。また中小企業者も非常に能力  
のある中小企業者が多いわけですね。  
ですから、企業間の格差を解消する  
とか、あるいは地域間の格差を解消する  
というふうな観点に立つて、この配分  
は適正に行なわれなければならぬと思  
います。それから産炭地関係とか、い  
ろいろな不況地域に対しては、不況対  
策としての特別の貸し付けがある場合  
に保証しなければならぬ、それだけま  
た原資が多く要することになります。そ  
ういふ点を加味して融資配分をする  
いうことでなければならぬ。です  
から、保証公庫とも十分連絡をおとり  
になって、私は公正でないとは申しま  
せんが、適正でないという形になつて  
おる、これは問題でありますから、そ  
の点をひとつ十分調査をして、実情に  
即するようにやつてもらいたい、こう  
思います。その点に対するお考え方を  
お聞かせ願いたい。

○中野政府委員 保証公庫の融資基金  
の各保証協会に対する配分が、適正に  
行なわれなければならぬという御趣旨  
の御質問でございますが、方針として  
は先生のおっしゃつたとおりによつて  
おるつもりでございます。弱小の保証  
協会を育成するという方針でやつて  
おります。それから産炭地等で特別の  
対策をやる場合に、保証協会の保証能  
力をふやさなければいかぬという問題  
がございますので、それについても、  
先生も御承知と思ひますが、すでに手  
を打っております。そういう特別の配  
分をやっております。なお調査をいた

しまして、不十分なところがあればこ  
れは是正をさせたいと思つておりま  
す。

○中村(重)委員 時間の関係もありま  
すから、今度は商工組合中央金庫法の  
一部を改正する法律案に關してお尋ね  
をいたします。

この商工中金に対しては、政府出  
資、それから財投、相当増額をされた  
わけですね。ところが、総貸し出し額  
に占める商工中金、国民金融公庫、中  
小企業金融公庫の比率は、大体何割に  
なる見込みですか。

○中野政府委員 数字で申し上げます  
が、商工中金が、これは三十八年の十  
二月末の数字でございますが、貸し出  
し残高が三千三百五十億、それから中  
小公庫が二千四百六億、国民金融公庫  
が千八百四十一億という数字になつて  
おります。

○中村(重)委員 総貸し出し額の中で  
三機關の占める比率は何パーセントに  
なるのかという事です。

○中野政府委員 パーセンテージで申  
し上げますと、全体の中小企業向け貸  
し出し残高に占める割合が、商工中金  
が三・八％、中小公庫が二・八％、国  
民金融公庫が二・一％、合計いたしま  
して、政府関係金融三機關の全中小企  
業向け貸し出し残高に占める割合は  
八・七％でございます。

○中村(重)委員 いまあなたが正直に  
言われたのだと思ひます。いままでは  
九割であつたわけですね。それが八・  
七割ということになってくると、むしろ  
これは低くなる。まああなたが相当  
がんばられたことはわかりますけれども、  
も、中小企業金融緩和のために政府関  
係の金融機関の貸し出し比率を高めて

いく、こういふことでなければならな  
い。この後はどういふかまえてあなた  
はいきますか。

○中野政府委員 確かに御指摘のよう  
に政府関係三機關の全中小企業向け貸  
し出し残高に占める割合が九割程度で  
あつたという事は、二、三年前はそ  
うなつておつたと思ひます。その後逐  
次下がってきてございまして。これは私  
は非常に遺憾に思つておりまして、  
九割がいいか一割がいいかということ  
になると非常に議論がございまして、  
この比重を高めるように努力をしたい  
というふうに考えております。

○中村(重)委員 銀行局長、いまあな  
たがお聞きのとおり、この政府関係三  
機關の金融機関の総貸し出しに対する  
割合、これは八・七％である。従来は  
九割程度であつたわけですね。それで三  
機關に対しては出資もふやした、それ  
から財投も非常に多くなつたのだ、こ  
う言うけれども、いま指摘をいたしまし  
たように割合は低くなつてきておる。  
これではいけないと思ひます。ひとつ  
銀行局長もつとんとがんばられて、  
そして三機關に対して出資、財投を大  
幅にふやしてもらわなければならぬと  
思ひますが、あなたのひとつ心がまえ  
を聞かしていただきたい。

○高橋(俊)政府委員 三機關に対する  
財投としては、財投全体の伸び率の中  
では比較的高い伸び率を示しておる  
と思ひます。ですから財投としては相当  
によく見ておる。全体の貸し出しの中  
における比率が、若干下げられたとい  
う統計上の問題はございまして、これ  
は民間の中小金融機関の占める伸び  
が、一般の伸びに比較いたしますと非  
常に高い。つまり相互銀行とか信用金

庫などの資金量の比率が非常に大きい。ですからいま九割から八・七割の変化はどのくらいの間差であるかちょっとわかりませんが、その意味では三、四年の間をとってみますと、そういうものの比重が増大することによりまして相対的に中小三機関の比率が若干は低下するということはあるかもしれないが、しかしそのことが財投として力を入れていないのじゃない、今度の三十九年度の計画を見ていただきますと、中小三機関に対する出資及び貸し出しの総額としてはかなりよく見てあるという事情は、先生もよく御存じじゃないかというふうに考えております。これからもういう点については、比率という点だけではない、三機関が全体の中小金融に占める重要度を考えまして、どの程度のウェイトにしていこうかということについては十分配慮してまいりたいと思います。

大幅にこれを増額をするというようないふ決意のほどをお示し願わなければ、どうして了承できないわけでありまして、ひとついま一度あなたの熱意のほどを伺いたい。

○高橋(後)政府委員 先ほど数字を申し上げませんでした、たとえてみますと、三十七年の十一月から次の一年間におきまして、中小専門機関であるところの相互銀行、信用金庫、信用組合、全信連、これらの合計の貸し出し残の伸びは何と三〇%をこえておるわけでありまして、一年間に三割以上伸びておる。ですからこういうものの比重が高くなりまして、こちらのほうが相対的に若干減ったということになっておりますが、最近の趨勢を見ますと、九月に比べては十一月のほうがシェアが高くなっております。十二月のほうが若干高い。ですから九、十、十一と並べて考えるとこの辺では若干取り戻しておるというふうな観がございますが、今後の問題といたしまして最近の金融事情から考え、引き締め政策に伴いまして、中小金融にもし締めを欠き——もちろんこれは中小金融はいかなる引き締め下においても絶対だじょうぶだ、資金的に困らない、引き締めの影響は全く受けまいということを保証するものではございません。全体として引き締め体制下にあると思わなければなりません、しかしそれがたとえは急激な、引き締めの浸透が早くて、そのために混乱が起こるというふうな場合には、われわれはここで財政資金云々ということを確認いたすわけではございませんが、しかるべき措置をとってそれに対処してまいりたい。

○中村(重)委員 先ほど数字を申し上げました、たいてい三割以上伸びておる。ですからこういうものの比重が高くなりまして、こちらのほうが相対的に若干減ったということになっておりますが、最近の趨勢を見ますと、九月に比べては十一月のほうがシェアが高くなっております。十二月のほうが若干高い。ですから九、十、十一と並べて考えるとこの辺では若干取り戻しておるというふうな観がございますが、今後の問題といたしまして最近の金融事情から考え、引き締め政策に伴いまして、中小金融にもし締めを欠き——もちろんこれは中小金融はいかなる引き締め下においても絶対だじょうぶだ、資金的に困らない、引き締めの影響は全く受けまいということを保証するものではございません。全体として引き締め体制下にあると思わなければなりません、しかしそれがたとえは急激な、引き締めの浸透が早くて、そのために混乱が起こるというふうな場合には、われわれはここで財政資金云々ということを確認いたすわけではございませんが、しかるべき措置をとってそれに対処してまいりたい。

あらばむしろ財政資金の活用も考えてまいりたい、そういう決意を持っております。

○中村(重)委員 きようは時間の関係上、私は一般質問的なことはやらないつもりです、多く触れられません。ただ、しかしいまあなたが答えになつたことで認識を改めていただきたいと考えるのは、相互銀行あるいは信用金庫の貸し出し比率が非常に伸びてきた、中小企業に対する金融の伸び率は非常に高いのだとおっしゃる。しかし私はそれだけで満足をするということになると問題であると思う。日本の経済の病根をなおしていかなければならない。そのことは経済の二重構造を直していく、大企業と中小企業との格差を解消していかなければならない。その他いろいろな格差があるわけでございますけれども、そういう諸格差を直していかなければならない。この考え方の上に立つならば、相互銀行、信用金庫の伸び率というものはいかに高くとも、格差解消というものは役に立たない、このように私は考えております。都市銀行と相互銀行、信用金庫等の利子を考えてみていただければ私にはわかると思う。三割、四割という相互銀行と都市銀行との貸し出しの利率というものは違ふわけです。相銀、信金は高いわけです。そうすると格差がある。大企業というものは非常に低い金利でもって資金を使うことができて、中小企業は非常に高い金利でもって資金を使つていかなければならぬ。こういうことになってまいりますと、中小企業の生産コストというものは高くなる。そうなってくると、いつまでも格差解消というものに役

立たないじゃないか。こういうことを考えてみると、伸び率だけで満足することは間違いであると私は考えております。いわゆる低金利政策ということから考えますならば、政府関係の三金融機関だって年九割ということになり、都市銀行の貸し出し利率よりも高くないことになっておる。これでは意見も申し上げ、質問もいたしますけれども、そういう点に十分配慮されて、中小企業に対する金融の問題を解決する。このことはいわゆる金利問題も含めてやるのだ、こういうことで直ちにこの後は対処していただきたいということを強く要望しておきたいと思ひます。

○中野政府委員 先ほど申し上げましたように、出資に際しましてそういうことを厳重に申し渡すつもりであります。

○中村(重)委員 昨年と比較して伸び率が高くなつてゐるということは、それは認めます。だけれども、中小企業基本法が制定をされ、さらにまた、開放経済体制下において中小企業の置かれておる立場というものは、きわめて重要である。そうしたいろいろな観点から考えてみまして、中小企業に対する政府関係三機関の貸し出し割合というものは、これを大幅増額をするというものでなければならぬと思う。ただ昨年よりも伸び率が高くなつてゐるのだ、こういうことで満足をされるというものであつては、私は納得できない。ですから来年度におきましては申し上げるまでもなく、途中においても、これは補正予算等の機会において

○中村(重)委員 大蔵大臣は明確に答えております。歩積みはけしからぬ、歩積みをやらせない、そのために三十億という出資をし、また財投もやつたんだ。予算委員会におきまして私の質問にはつきり答えております。ですからむしろあなたの答弁が若干あいまいな感じすらあります。しかし三十億の出資をするにあつてそのことを強く申し渡しておるということをごさいますから、同じ意味合いであると理解をして、この点に対する質問は了承いたします。

次にお尋ねをいたしますが、商工中金の歩積みが問題になるわけでありまして、これに對しましては大蔵大臣が、今度の出資、財投を大幅にふやしたということに對して条件を付けておるのだということ、具体的に答弁を得ております。中小企業庁としては、この点に對してどのように把握しておられるのか。条件というものは具体的にどういうことなのか、ひとつお答え願ひたい。

○中野政府委員 商工中金の歩積み、両建てにつきましては、そういうことのないように強く行政指導をいたしております。それからいま御指摘のように、今度新しく三十億の出資をして、これによつて金利を長期、中期のものについて三厘程度下げるといふことで、三十億の出資をいたすわけでありまして、その際にも、歩積み、両建てについてはさらに厳重に自粛するようにいたします。

○中村(重)委員 大蔵大臣は明確に答えております。歩積みはけしからぬ、歩積みをやらせない、そのために三十億という出資をし、また財投もやつたんだ。予算委員会におきまして私の質問にはつきり答えております。ですからむしろむしろあなたの答弁が若干あいまいな感じすらあります。しかし三十億の出資をするにあつてそのことを強く申し渡しておるということをごさいますから、同じ意味合いであると理解をして、この点に対する質問は了承いたします。

○中野政府委員 先ほど申し上げましたように、出資に際しましてそういうことを厳重に申し渡すつもりであります。

○中村(重)委員 大蔵大臣は明確に答えております。歩積みはけしからぬ、歩積みをやらせない、そのために三十億という出資をし、また財投もやつたんだ。予算委員会におきまして私の質問にはつきり答えております。ですからむしろむしろあなたの答弁が若干あいまいな感じすらあります。しかし三十億の出資をするにあつてそのことを強く申し渡しておるということをごさいますから、同じ意味合いであると理解をして、この点に対する質問は了承いたします。

○中村(重)委員 大蔵大臣は明確に答えております。歩積みはけしからぬ、歩積みをやらせない、そのために三十億という出資をし、また財投もやつたんだ。予算委員会におきまして私の質問にはつきり答えております。ですからむしろむしろあなたの答弁が若干あいまいな感じすらあります。しかし三十億の出資をするにあつてそのことを強く申し渡しておるということをごさいますから、同じ意味合いであると理解をして、この点に対する質問は了承いたします。

○中村(重)委員 大蔵大臣は明確に答えております。歩積みはけしからぬ、歩積みをやらせない、そのために三十億という出資をし、また財投もやつたんだ。予算委員会におきまして私の質問にはつきり答えております。ですからむしろむしろあなたの答弁が若干あいまいな感じすらあります。しかし三十億の出資をするにあつてそのことを強く申し渡しておるということをごさいますから、同じ意味合いであると理解をして、この点に対する質問は了承いたします。

○中村(重)委員 大蔵大臣は明確に答えております。歩積みはけしからぬ、歩積みをやらせない、そのために三十億という出資をし、また財投もやつたんだ。予算委員会におきまして私の質問にはつきり答えております。ですからむしろむしろあなたの答弁が若干あいまいな感じすらあります。しかし三十億の出資をするにあつてそのことを強く申し渡しておるということをごさいますから、同じ意味合いであると理解をして、この点に対する質問は了承いたします。

○中村(重)委員 大蔵大臣は明確に答えております。歩積みはけしからぬ、歩積みをやらせない、そのために三十億という出資をし、また財投もやつたんだ。予算委員会におきまして私の質問にはつきり答えております。ですからむしろむしろあなたの答弁が若干あいまいな感じすらあります。しかし三十億の出資をするにあつてそのことを強く申し渡しておるということをごさいますから、同じ意味合いであると理解をして、この点に対する質問は了承いたします。

○中野政府委員 先ほど申し上げましたように、出資に際しましてそういうことを厳重に申し渡すつもりであります。

○中野政府委員　商工債の消化状況というが、発行状況、これは最近の数字で申し上げますと、三十九年一月末の数字を申し上げますと、利付債が千五百四十六億円、割引債が六百六十七億円、合計いたしまして二千二百十四億円が一月末の残高でございます。

うものをお尋ねしたのは、中小企業者に  
にずいぶん不満があるんですよ。  
金を借りたばかりに引き受けたくな  
い商工債を引き受けなければならぬ。  
それはもう歩積み、両建てと同じだ。

○中野政府委員　その点は、われわれ

に十分氣をつけております、しかし支

○中村(重)委員　あなたもわかつてお

ら、支店は相当無理しています。ですから、支店に無理をさせないようにしなくちゃいけない。これは事務的な問題でありませんから、大臣はいまおいでになってすぐなのでおわかりでなかったかと思いますが、この商工中金の商工債の消化、これは本店が支店に

するために中小企業者に持つていって引き受けさせるということになるのですね。ですから金は借りたい、条件としては預金をしなければならぬ、商工債も引き受けなければならぬという

いと思いますけれども、考え方を聞か

○中村(重)委員 時間の関係があります。

ぐ御報告申し上げたいと思います。

のが利用するわけですね。ところがこれの比率があまり高くなると、零細な業者が組合金融という形で配分を受けて金利が高くなっておりますが、融資をいわれる転貸といいますが、こういう形で借り受けるわけです。構成員金金の貸し出し率が高くなると、組合金

る。その点は商工中金専門家がやっておることでありませうけれども、十分中小企業庁としても配慮をして、適切な指導をおやりにならないといけない」と私は思いますので、その点も含めて

融資をしておるものとそうでないもの

でも安い金利で金を使うことができた

ます。

います。先生の御指摘のような方針で指導しておるつもりでございますが、なおその点は注意をしてまいりたいと思います。

それからあとの御質問の点はさつそく数字を調べまして、資料として提出したいと思ひます。

部を改正する法律案に対しまして簡単に  
お尋ねをいたしますが、今度、経営指  
導員の研修を新たに行なうことになっ  
たわけであります。実は、いままで特  
別の研修をやらなかったというこ

とありますが、経営指導員に対しま

点は、今度の改正案にもありますよう

導員等の研修養成をやってもらったわけ

それからもう一点は、いま御指摘にありました「前各号に掲げるもののはか、第八条の目的を達成するため必要な業務」ということでありますが、これは商工会等の経営指導員の指導も行うにしようということが一点であります。

等を講じておるわけでございます。

○中村(重)委員　その点はわかつて質問しておりますから――いままでは他のいわゆる技術員とか指導員とかいうものと一緒に一年間に一回しかやって

をおやりになるか、あなたが把握して

制度をおつくりになることを法律改正

体どういふ経歴の人から選んでおるの

時間の関係で続けて私は問題を指摘いたしますが、商工会によつては、この経営指導員の給料をピンはねしておるところだつてある。これは活用してないといふことになつてくる。そういう点をあなたは十分見守つて、適正に経営指導員が活用されていくといふことではなければだめです。予算を計上したから零細企業に対しては十分意を用いてゐるのだ、こういつたような自己満足のなことであつては何にもならない。予算をつけることだけではだめだ。その成果がどうあがつていくかといふことを十分あなたは把握して、その指導よろしきを得ていく、こういうことではなければだめです。そういう点をお尋ねしておるわけですが、大臣、どうでしょう。

○福田(一)国務大臣 予算を取つただけでは事実何も値打ちはありません。予算が適正に行なわれておらなければいけないと思ひます。いまの御発言でございまして、困の予算をピンはねしておるようなところもあるといふことでございまして、私はいま初めて承るのであります。私が、そういうふうな疑いがある、商工会はどうかといふふうに予算を使つておるかといふことで今後嚴重に調べさせたいと思ひます。

○中村(重)委員 これは私がききよ初めて発言しておるのではないんです。前の委員会ではこの問題は取り上げられたことがあるんです。経営指導員に対する給料を一応商工会に入れるわけですから、それから支出するんですから、その予算どおりの給料の支出をしていないところがある。その点を言つておるわけですから、有効にそういう小規模企業等の指導育成という面から

取り組んでいただかなければならぬと言つておるわけですから、この三時間の関係もありますから、この三法案に關係のあることで、この監事の権限問題ですが、任命権者に直接意見を申し出ることができないといふことはきつめて不合理である。委員会におきましてその点を修正する案をだした、どうしてこういうふうな提案をされたのか、まずその点を伺ひたい。

○中野政府委員 御指摘のように今度監事の権限を強化いたしました。監事は、監査の結果に基づき、必要があるとき、総裁又は総裁を通じて主務大臣に意見を提出することができ、この法文は中小企業庁關係の法律だけではなく、内閣全体の方針でもございまして、われわれとしてはこれだけのことはいいかといふふうに一応考慮するわけでありまして。

○中村(重)委員 内閣全体と言ひますけれども、任命権者である主務大臣に監事が直接意見を具申することができないなどといふことはおおよそ不合理です。そういう權威のない監事をつくらせて総裁に直屬させる。総裁を通じていふばかなことがあつてはならぬと思ひます。公正な運営を期していくといふことであるならば、総裁を経由するのではなくて、当然主務大臣に対して意見を申し出るといふ形にしなければ、公正な運営はできないと思ひます。その点に対しての通産大臣の考え方をひとつ聞かしていただきたい。

○福田(一)国務大臣 この前建設省關係の法案でもこのことが問題になりまして、閣議でもひとつもだといふこと

でございまして、いま中村委員のおっしゃることはひとつもだと思ひます。

○中村(重)委員 この監事は業務監査あるいは会計監査を行なうと思ひますが、具体的な職務権限といふものを御説明願ひたい。

○中野政府委員 監事は公庫の業務を監査するといふことになつておりまして、もちろん決算その他一般の業務について常々十分監査をいたしておるわけではございません。

○中村(重)委員 どうもまことに誠意不足の答弁でありますけれども、時間の關係もありますから先へ進みます。大臣にお尋ねをいたしますが、中小企業信用保険法、それから中小企業信用保険公庫法、この二つの法律の一部改正が一本になつて出されておるといふことは不合理である。かつて商工委員会におきまして、このような形の提案があつたので、これはいかぬといふのでだいが問題になりまして、再びこのやうなことはいたしませんとはつきり明言をされた。そういうことで、まさかこのやうなことを再度繰り返すことはないだらうと思つて、委員会におきましてそれを了承をして通したことがあるわけでありまして。ところが再度こういうことをおやりになつた。このことは委員会監視もはなはだしいといふことで、先ほど長官に対してお尋ねをしたのでありますが、大臣が見えられてから考え方を聞かしていただくことがいいのじゃないかと思ひまして、実は留保しておきましたので、ひとつ率直に大臣の考え方を聞かしていただきたい。

○福田(一)国務大臣 信用保険法と信

用保険公庫法は御案内のように非常に密接な關係もございまして、これは一本にして出しておるのであります。が、ただいまそういうやり方はおもしろくないといふお話でございまして。今後十分気をつけて処置をいたしたいと思ひます。

○中村(重)委員 十分気をつけると、こういうことですが、もっと明確に回答になつたらどうですか、そういうことはしないならしなうと……。

○福田(一)国務大臣 今後はいたしません。

○中村(重)委員 明確な回答でございまして、がまんなりません。が、がまんすることにいたしましたと思ひます。

この際大臣に申し上げておきますが、ともかく委員会において附帯決議等が附せられた場合に、大臣は附帯決議の趣旨を尊重いたしまして、十分施策の上に生かしてまいりますといふ発言をしておられるわけですが、ところがなかなかその附帯決議といふものが尊重されないで、単に形式になつておる。こういうことでありますから、それらの点は十分その発言のとおりに行はれるように強く要望いたしまして、時間の關係もございまして、私の質問を終わります。

○二階堂委員長 久保田豊君。

○久保田(豊)委員 私は主として今度の公定歩合の引き上げ、つまり金融引き締め、新しい段階について、中小企業に基点を置きましてお尋ねしたいと思ひます。

まず大臣に一つ、お伺ひいたしますが、きのう、きょうあたりの新聞を見ましても、各方面であれにしまして

も、今度の公定歩合の引き上げ、しかも一挙に二厘引き上げる、それからさらに輸入担保率も引き上げるというかなりドラチックな今度の金融引き締め措置をとつたのであります。したがつて、これの経済界に及ぼす影響は中小企業に与える影響も大きい。しかもこれはいま言ひ出されたことではなくて、すでに一月時分にはおそくやらなければならぬといふことが各方面の一致した意見だつたといふふうに考えられる。つまり時期を失しておる。

時期を失したのがゆゑに、さらにこの公定歩合の引き上げの幅を大きくして、引き締めを強くせざるを得ないといふふうな段階になつたわけですが、これについては、政府にはつきり責任があると思ひます。なぜならつたかと言ひますと、一つは、政府の経済の見通しに対する甘さがあつた。私はこ

こでも宮澤長官に対して、ああいうふうな窓口規制とかあるいは預金の準備率の引き上げとかいふ程度のものではだめだらう、それよりもつとこの際やるならやると言つて、はつきりソドックスな公定歩合の引き上げなり何なりやるべきじゃないかといふことを言つたのですが、いやその必要はない、いままで総理大臣も、大蔵大臣も、あなたも、いわゆる公定歩合の引き上げとかあるいは輸入担保率の引き上げはやらぬといふことを再三にわたつて国会においても言つてきた。それを今回裏切つて、要するに二枚舌を使つて、今度のやうな措置になつた。

これは一つは池田さんの経済はおれにまかせておけといふ、経済の専門家をもつて任する池田さん結局は経済がわからなかつたといふことに帰すると

思う。もう一つは、池田さんと田中さんが少なくとも低金利政策という——これは理由はございすが、あまりに低金利政策ということにとられ過ぎた。もう一つは七月の総裁公選に——どうせ公定歩合の引き上げ等をやれば相当ひどい不景気が来る、特に今度の場合は時期が違いますから、いままでとは違う時期に来た、そういう点から今度のようないわゆる引き締め政策をやらざるを得なくなつたと思ふが、これに對してあなたも政府の経済關係の一人ですから、しかもある意味において一番被害者のほうの代表者です。縮めるほうは大蔵省でしょうが、そのしわ寄せを一番食うのはあなただ。その立場から見て、はつきりした政府の責任の所在と、これに對する基本的な反省がなくちゃならぬと思ふが、これは明らかに池田さんを中心とするいままでの経済政策の誤りだと思ふ。またこれを黙つておつた与党も誤りだと思ふ。これに對してあなたはどうかお考えになりますか。まず第一に、この基本点からお聞きをしたいと思います。ただし、これは政治的にどうというわけではありません。今後の運用についても非常にこの点が重要なポイントになりますから、特にこの点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○福田(一) 國務大臣 基本的なものの考え方と経済の見通しについての御質問だと思ふのでありますが、私は、経済の見通しというものは、だれがやってもこれはなかなか大きく見通して間違ひなきを期するということは困難だと思ひます。そこで、要はその見通しといささか相反することがあつたと

きにも適宜の政策を実行していったかどうかということが、実は問題になろうかと思ふのであります。そこで、この公定歩合というのは、日銀が法律上権限を持つておるのであります。もつとやっておると思ひません。もつとも私のところまでは相談は直接はございせんけれども、しかし、こういうふうな窓口規制をやらないで、そのうちやると言ひながらやつたほうが、ある意味では私は直接受ける衝撃というものは少ないだらうと思ひます。私は、このやり方の問題について議論をすれば、いろいろ考へ方はあると思ひます。しかし、そういうような窓口規制をやつてから、なおかつ今度は公定歩合の引き上げをやつた、そのこと自体がいかに、こういうことであれば、これは私は一つの御意見として承ることはいたしますが、われわれとしては、金利の引き上げというものは、いわゆる産業界に与える影響といふものが非常に大きい、ひいてはそれが輸出等に与える影響も大きいといふことを考慮しながら、できるならば金利はなるべく上げないでいきたいという考へ方も、これは私は筋の通つた考へ方だと思つておるのであります。できればそうしたいほうがいいところ

が、そうしてできるだけ上げないようにして、窓口規制だけでとめようと思つても、どうしてもそれがうまくいかないというふうな見通しを日銀が持つて、そして日銀が今度は公定歩合も引き上げる、こういうことであれば、これは日銀が独自の考へ——とは言ひながらも、政府と連絡が全然ないわけじゃないと思ひますが、今度の措置は

必ずしも間違つておらない。まして、その時期を選ぶことは非常に大事であります。たまたま八条国へ移行するといふ、いわゆる開放経済へいよいよ乗り出すという時期が四月一日である。それならばその時期にこれを實行するのがいい、こういう考へ方で踏み切つたことは、私はけっこうではないか——まあけっこうといひますが、やむを得なかつた措置ではないか、こう考へておるわけではあります。

○久保田(豊) 委員 いまの御答弁は、これは顧みて他を言うようなものでございまして、新聞でも出ております。おり、日銀当局としては、すでに昨年の十二月ないしは一月のころに公定歩合の引き上げというのを強く要求していたことは間違ひない。それをいままで押えてきたのは、池田さんと池田内閣。ですから日銀総裁は職を賭してやるというほどの強い決意を持つてやうやつと今度の措置に出た。これが時期を失しているといふことは、もう明らかです。いままで十二月か一月か二月か、この一番中心の問題になつておるのは、言うまでもなく国際収支の悪化という問題。この悪化はどのくらい出てるかといへば、三月末で十八億ドルといふものを予定しておつた。それがもうすでに切れておるじやないか。まず十七億五千万ドルないしは六千三、四百万ドル。これがおそらくこの三月末のあれでしょう。五千万ドル以上切れておる。しかも輸入の増勢といふものは、一月がかけ込みもありまして九億六千三百万ドル、二月が五億九千四百万ドル、三月が五億四千三百万ドル、つまり六十五億ドルペースですつときておる。今後四月、五月もこ

れはそんなに減りませんよ。しかも外貨はどうかといふと、これからよくなるといふめどはない。ここでできたギャップといふものは、これから先ずっと日本経済全体を圧迫する最も大きな材料になることは明らかなんです。ですからこの三月月といふものは非常に大事なんです。それをいままで時期を失したといふのは、そこにあるわけですから。この点はどうか。それはさつき言ひましたような三つの事情で、要するに内閣が日銀に圧迫を加えた、それなるがゆえに、しかもそれは主として政治的な理由から圧迫を加えたからこういうことになつた、こう見ざるを得ない。これは私の見方だけじゃない。一般のことも大体そう見てゐるのが普通だと思ふが、この点はどうです。

○福田(一) 國務大臣 私は皆さんがものをどういふふうにごらんになるか、また、一般がどうお考えになるかといふことについて、とやこう申し上げることはできませんが、少なくとも私のことでは、まさか、総裁公選に關連させていこういふことをやつたとは思ひません。私は断じて信じておる。そんなことでは一國の政治に關与するなどということは、できるものじやありません。私はそんなことは断じて信じません。しかし、これは考へ方の問題でございまして、私がそう申し上げるだけ、これはいたし方がないところでございまして。

それから、そういうふうなことで、政府が圧力を加えたのではないかといふことですが、私は圧力を加えたとは思つておりません。これは日銀總裁——ただいま参議院の予算總會でも

聞いてきたのですが、日銀總裁が何と言つてこの問題について答弁しておるかという、自分らとしては独自の立場においてこの問題の處理をやつてまいりました。もちろん、独自の立場でやるといふことは、政府と何ら連絡なしにやるといふ意味ではあります。しかし、最後の決定は私たちがやるのであるが、独自の立場でやつておる。いままでやるべきであつたが、なぜやらなかつたかといふようなことは、私自身の問題であつて、日銀の立場であると思ふから踏み切つたわけでありまして、どういふような趣旨の御答弁があつたわけではあります。政府といひましたも、日銀からもし相談を受けたときに、何ら意見を言わなかつたかといふことになれば、あるいは言つておるかもしれません。しかし、きめるのは、法律によつて日銀がやるということになつておりますから、日銀がそのときに踏み切つてやられる、これで私はよかつたのではないかと、ただ、そのやり方をやつたことで、経済に与える影響、すなわち、輸入が非常にふえたではないか、それが今後の経済に悪影響を及ぼすのではないかといふことになりまして、意見を言つた政府のほうにも責任があるかもしれないし、日銀もこれは責任があるかもしれない。私はその問題は今後の経済の動きを見、経済の發展状況を見ながら判断していただく。ただ、私はこれを簡単に三月とか半年とかいふことできめるべきではない、やはり、長い目で見て、はたしてあれが当たつておつたか、当たつておらなかつたか、こういう判断で御判断願ひうにしません

と、経済というものはいつでも波が起りまして、それはいいときもあれば悪いときも出てくるものでございまして、長い目で見て御判断を願う以外、道はないと考えております。

○久保田(豊)委員 それは日銀総裁が国会に来て、政府に押さえられましたからこうしましたと言いませんよ。しかし、これは天下周知の事実です。そういう事実を、日銀が権限に基づいてやったのだからといって、ごまかし通して通しません。やはりこれは日銀なら日銀のいわゆる中立性といえますか、金融上のはっきりした権限を尊重するという立場に立つて初めてできることであって、それにさつき申しましたような世間一般が見ておるような総裁の三選の問題であるとか、あるいはその他の政治的要素を加えて、そうしてやるということがこういう間違いを多くするものですから、この点は、特に、被害者の立場を代表するような立場にある通産大臣としては、大いに圈内ではつきりものを言ったほうがいいと思う。それが言えないようで、同じ閣僚ですから、あまり総理大臣や大蔵大臣の悪口は言えませんが、そのくらの気魄を持ってやらなければ、私はだめだと思ふ。

この点はそれくらいにしまして、次に伺いたいのは、大蔵大臣はこれを短期決戦のやり方だ、こういうことを新聞にも発表されております。圈内ではこの短期決戦というのをどういうふうに御理解になっておるのか。これはいま問題になっておる輸入が大体六十五億ドルペースでもってどんどん進んでおる。輸出のほうは大体いまのところ五十五億ドルだが、来年度六

十二億ドルになるかもしれない。そういうペースで輸出入のバランスが短期にとれるという意味か、あるいは国際収支全体がどうやら明るいめがついてくるという意味で言っておるのか、あるいはいわゆる引き締めをこく短期にやらせる、その短期というのは、大体いつごろまでをめぐりしておるのか、いわゆる短期決戦なるものの意味を圈内としてはどういうふうにお考えになっておるか、これを明らかにしてもらいたい。

○福田(一)国務大臣 私は大蔵大臣から、その短期決戦だということばを聞いておられません。新聞には出ておるようございしますが、新聞に出ておる短期決戦というのをもし大蔵大臣が言っておられたとすれば、その意味は、一厘上げると二厘上げるとかという考えがあると思うのであります。今度一厘上げておいて、うまくいかなかったらまたもう一厘上げるといふことでは、その間に相当時期のずれが出てきます。そうすれば長期にもなりますから、二厘上げるといふ意味は、一挙に二厘上げるといふことで短期にその効果をあげる、そういう意味でやられた、そういう意味でやられた、こういう意味で大蔵大臣は言っておられるのだ、こういう意味で私は私なりにいま理解しておるわけでありまして、まだそのことについて政府部内の統一見解が出たわけではございませんが、私はそのように理解しております。

○久保田(豊)委員 銀行局長、いまの点はどうです。

○高橋(俊)政府委員 確かにいま通産大臣の言われましたように、一厘上げればどうかという意見もあったかと思ひます。しかしこれはそういうごまかい討論をしないで結局二厘がよろうというふうになったと私は聞いておりますが、二厘引き上げというところは従来の経緯にかなりみまします、日本の場合——外国では日本よりもっと引き上げ幅が大きい例もございしますが、大体一挙に二厘引き上げるのが一番高い引き上げになる。むしろ水準としてみますと、この一年半ばかりの間に四厘引き下げていますから、一銭八厘というのは必ずしも水準として高いわけではない。そういうことでこの辺が妥当であらう。そうしてできるだけ早い機会に貿易収支を均衡に持つていき、それから貿易外収支も合わせました経常収支を漸次好転させる。これにつきましては田中大蔵大臣は、かつて予算委員会でありましたか、経常収支を完全に均衡させるのには数年かかるんじゃないかというふうなことを言っておられました。私も事務屋から申しますと数年は少し長過ぎるので、もっと早く経常収支を均衡すべきじゃないかと思ひますが、そういう点から申しますと、今回の引き締めの程度は、公定歩合とそのほか窓口規制あるいはクレジット・ラインの活用、売りオペの問題、こういう点を総合的に勘案いたしますと、比較的早い時期に国際収支全体を経常収支面において均衡させるのにはかなり役立つのではないかと。相当確実な見通しは、はつきりした意見は申し上げられませんが、漸次よくなる。一年半かかりますか二年かかりますか、私は相当に均衡に近づくのにはその程度の期間はかかると思ひますが、しかしいままでのような輸入の状

況から見れば、かなり早く生産の鈍化とともに輸入は減少に向かうことも期待されるんじゃないか、そういうふうな考えでおります。

○久保田(豊)委員 そうしますといまの大蔵省の見解では、今度の公定歩合の引き上げあるいはその他の引き締め措置は相当長期にやるといふこと、それからさらに公定歩合の引き上げその他の引き締め措置を今後状況によつてはとるのかとらないのか、大蔵大臣は新聞等ではこれで大体一段落だといふようなことを言っておりますが、そういう見通しに立つておるのかどうかという点ですね。この二点については、これは大蔵省から聞いたほうが、通産大臣よりいいかと思ひますが、この点はどうなんですか。

○高橋(俊)政府委員 この見通しというものは非常にむずかしいものでございまして、日歩二厘の引き上げで、これで終わらだといふふうに断言できると思ひませんが、しかし願わくばこの程度の金利をもつて事態を終息せしめたいという願望は持つております。ただし、公定歩合に關する実際の操作の権限と申しますか、これは日本銀行にあるわけございまして、私も私どもが申し上げる筋合いのものではありません。

ただ、見通しという点で申しますと、先ほどの一—三月の輸入の承認が非常に高い水準であるといふこと、私率引き上げ等を含めましたこの措置によりまして、非常に近い機会にILの水準は下がることが期待されます。しかし何分にも今回の場合——三十六年

度の場合には約一年余りたちまして引き締めを解除いたしました。引き締め期間は実際には一年余りでございまして、今度の場合三十六年度の状況と比べますと、だいぶ様子が違ふ点がございます。非常に過大な設備投資の増大という現象が見られないこと、それから在庫の面におきまして非常に厚い在庫を手当てしてあるわけではないといふこと、そういう事情を考えますと、一時的にそういう民間経済の圧縮といひますか、それが生産水準を引き下げるのには役に立つてございまして、前回の場合ほど長期的に生産の水準が押えられるというほどにはいかないだらう。それでありまして、たといふ点から考えますと、たとえば——たとえはでございしますが、この秋の初めごろに国際収支が非常に好転したかに見えような時期がありまして、私も私もそれに満足してはいけません、最終需要全体として調整されてくるような情勢が望ましいのでござい

ます。一時的な生産の停滞に目を奪われることなく、もう少し長期的な観点に立つて予測いたしますと、やはり前回よりは若干長い時間を要することが私どもとしては事務的には予想されるのでございまして、しかしこれは私どもの意見であつて、いろいろな方の意見、それからいろいろな資料を見ながら日本銀行の判断とともに私も確かな判断を得るようにならば努力してまいりたいと思ひます。しかし、前回の引き締め期間よりは多少長い期間を予測しておいたほうが安全ではないかと考えております。

○久保田(豊)委員 いまのお話で、とにかく今度の措置に出たこの引き締め

程度というの——前の三十六年は一年だ、あれは設備投資が中心で、その在庫増、その前はもっと短かった、それは主として輸入がふえた、在庫投資、原料在庫がふえた、ですから、わりあい短くて済んだ、こういうわけですが、今度はまるで状況が違ふ。したがって相当長くなる。一年以上は少なくともかかる、こういう見通しですね。

そこで、その次にお伺いいたします。これは大臣にお伺いいたします。が、今度の措置で生産もある程度落ちるでしょうし、したがって、何と云ってもまず当面としては輸出入の貿易のしりがバランスをとるのが当面の一番のねらいだろうと思ひます。そこで、そのためにはどうしても生産を落とさなければならぬ。そして輸入も落とさなければならぬ。こういうことで今度の措置をとられたと思ひますが、見通しとしてはいつごろこれが合うようにお考えになっておられるでしょうか。と申しますのは、今度は私はこういう金融上の措置だけでなかなか簡単に——生産のレベル・ダウンといひますか、これも相当困難ではないかというふうに思ひます。それはいまもお話のありますとおり、借金で非常に膨大な生産設備をつくつてしまつた。したがって、損益の分岐点が非常に上がつてゐる。したがって、これを少しでも操短をしてくれば、操業度を落とせば、これはずっと企業全体が悪くなる、こういう状態。とりあへず当面の問題としては、輸入在庫の在庫比率も七七幾らというので非常に低い。したがって、決して余裕のものではないに思ひます。特に一部消費物資が入り過

ぎてゐるというのがありますけれども、これは全体として見れば知れたものだ。こういう点から見ても、また片方において企業のほうとしても、いわゆる開放体制に向かうために、一面においてはシェアをどうしても確立しなければならぬ。あるいは一面においてはどうしてもいわれる企業の合理化、あるいはその意味のものを含めて合理化投資というものも相当しなければならぬ。

こういう状態の中で生産のダウンをどうするか。いま大体二月末の数字が前年同期に比べると二・四くらい上がつてゐるようです。政府の経済見通しによれば、これは鉱工業生産九割ないしはこの調子でいけば七割くらいに落ちて落さなければならぬと思ひます。それでは、私は少なくとも輸出がべらぼうにふえてくれれば別として、輸出入の均衡だけでは私はなかなかバランスがとれないと思ひます。そうすると、いまの水準から少なくとも一五ポイントくらいは落とさなければならぬ。これがその簡単にできるかどうか、特に現在大企業の手元の流動性といふものは、いままでの借りだめその他からいって相当潤沢というか、余裕ができておる。こういう状態の中で、私は、その簡単に急速に——あなたのほうでは、大体六月ごろになれば輸入はうんと減つてくる、だから六月か七月ごろには大体の輸出入のバランスはとれるだろうというふうな見通しを新聞に出されておられるようです。しかし、その簡単にいくかどうかということ、私は非常に疑問に思ひます。この点はどういうふうに見通されておりますか、これを明らかにしてもらひたい。

○福田(一)国務大臣 六、七月ごろになれば経常収支、貿易の關係において、大体うまく収支が合うようになるだろうという見通しは、大蔵大臣が出されておられるかどうか、私まだ直接には見ておりませんが、私の考え方としては、これは、これをどういうふうにやつたらいいかということ、いま久保田委員のおっしゃつたのは、輸入がほとんどふえるだろう、そしてまた設備過剰であるからその設備過剰のものを動かすためには、どうしてもやはり原材料を入れていかなければならぬ、こういうことになるだろう、だから、とてもそれは実現できないじゃないか、こういうふうなむしろ悲観的な考

え方で御質問があつたと私は了解しておるのです。私は、この前の引き締めるときもそうですが、こういう引き締めをやりますと、国内的には一般に警戒心になります。そうするとあまり物を買わない。そうすると逆に輸出に力を入れるようになる。大体日本の財界といふものは、少しそういう意味で日本人自身が考えなければいけないのですが、物が高く売れることになる。国内へみんないくつか放出してしまふ。輸出はキャンセルしてもそれは国内向けに売つてしまふ。高いほうへ売るといふ傾向がございまして。ところが今度のようになると、一般がこれはたいへんだ——やはり押えられたいというところになると、一般も買わない。そうなるのと、また輸出のほうへドライブをかけてくるということになつて、輸出のほうはかなり伸ばせると思ひます。それからいま久保田委員が在庫が非常に少ないではないかといふこと、確かにいまは低い水準であります、私は低水

準だからといつて、二年前に七七%であつたのと今日の七七%ではいささか事情が違ふと思ひます。それは交通機關の關係、それから合理的に物が生産されるという段階で、何も在庫といふものをよけい持つていなければならぬというわけじゃない。在庫がたとえ五〇%でも、常に順々に原料が入つてくるようになっていけばそれでいいわけでありまして、私はこの在庫をあまりふやさないで、なおかつ生産のほうを上げていくことができるようになると思ひます。それから、製品在庫が一ついま考えてみますと、製品在庫が相当ふえておることは……(久保田(豊)委員「あまりないでしやう」と呼ぶ)いや、ふえました。数字がこれを示しております。この製品在庫がふえておるのに、なおかついまここでそうとんとんつくつてみて売れないということになれば、なるほど設備をしたのを動かさなければ企業利潤が低下するといふこともわかりますが、製品にしろ在庫をどんとためていつてそれでいいかどうか、これは経営者としては考へるべきであらう。やはりある程度生産増加といふことをチェックするといふか、押えるようになると思ひます。また銀行信用といふことも問題でございまして、銀行としてもその会社がどれくらい製品在庫を持

ち、どれくらい原料を持ち、将来の見通しをどれくらいやっておるかというところを無視して、私は銀行マンがそうそうやみに金を貸すとは思ひません。したがって今後は、あなたのほうでは、製品在庫がふえておるから、もう少し生産をスローダウンしたらどうかといふようなことを言うことも、当

然行なわれてくると思ひのであります。そんなに生産が上がつてくる、あるいはいまのような横ばいでいくとは思ひませんが、ものによつては上がるものもあるであらう。したがって、私はそういう意味でやはり生産はスローダウンする、一方において輸出ドライブがかかる、こういうことであれば、あまりそれほどいまの日本の経済として悲観をする必要はないのじゃないか。むしろ問題はそういうような経常収支よりは、経常外の収支であるところのいわゆる運賃といふこと、あるいは観光支出といふこと、そういう面においてこれがどれだけのスローダウンできるかといふことのほうが問題ではないか。私と私は考へるものであります。経常収支における輸出入のバランスといふものは、今度の措置あるいはいままでとつてまいりました一連の措置によつてかなり接近した。これはもう全然差がないとは申し上げられません。経済のことでございましてから申し上げられませんが、大体改善されるものと私たちは信じておるわけでございます。

○久保田(豊)委員 問題はその時期をどのくらい見ておるかといふことが一つです。いつごろまでに大体輸出入のバランスがとれると見ておられるのか。それとも一つは、いまの当面の引き締めの問題はそうではしやうが、いまお話がありました貿易外の経常収支、これは六月はうんと悪くなりまして、これはどうしたつて、いまの輸出入のユーザンスの決算の關係からだけ考へてみても相当悪くなる。そうすると、その時期にはよほどこれは早期に改善されなければ、日本の外貨の実質

手持ちというものは十五億ドル台に六月なり七月に突っ込む形勢が相当あると思ひます。ですからこの生産のスピードダウンなり、あるいはそれが同じようにバランスがとれていくとは思ひませんけれども、生産のスピードダウンなりあるいは原材料の輸入が時期的にどの程度いくかということがやはり一番大事だと思ひます。それをあなたのはうでは、けさ見た新聞によると、大体六月ごろにはほぼ見通しがつく、輸入のバランスがとれるということが新聞に書いてあります、発表しております。(観測記事です、新聞記者がかつてに出している)と呼ぶ者あり)それはそれでいいが、どう見ておられますか。

○福田(一)国務大臣 お答えを申し上げます。まあしかし新聞でそういうことが出ておるのは、中には大体をそれくらいに何とかなるだろうという樂觀的な考えを持っている人もあるから、そういう記事も出ておるのだからと思ひますが、そう申したわれわれの意見ではございません。しかし、もしどうしても時期を予測せよ、こうおっしゃれば、私は七月ごろから九月ごろまでの間くらいは何とかなるだろう、こういう感じで見えておるわけでありませう。

それからまたあなたが仰せになりました、いわゆる外貨事情が非常に六月には悪くなるだろうというところは、一つの見方としてわれわれももちろん肯定せざるを得ません。だからこそ大蔵大臣は、IMFに対して三億五千万ドルのスタンバイをとりながら、そういうときに処してはすぐ外貨を取り入れられるというふうをして、そうし

てこの事態を切り抜けよう、こういうような措置をとっておるわけでございます、政府全体としての考え方としては、決して樂觀しておるわけではないわけでありませう。しかしながら、それではこのままですと日本経済が参つてしまふ、そういうような非観的なものの方では私たちがいたしておらない、これで一応立て直したつまた前進を続けよう、こういう考え方でおるわけでありませう。

○久保田(豊)委員 その点は、私も全然悲観しているわけじゃない。それで、そうなる結局、一番当面の問題は輸入の抑圧ということでしょう。減らすということでしょう。しかし、その前提になるのは、どうしても生産のスピードダウンということなんです。これは通産省としては、今後大体、さつき言いましたように、いまの水準からいえば、理想的な水準まで行くには、どうしたって一五ポイントくらいこれはスピードダウンしなければならぬ。三十二年ですか、あのときは一〇ポイント、一〇%くらいでしょう。ですからあれ以上に大きなスピードダウンをしなければならぬということにならうと思ひます。これをどういうふうに、あなた、指導されるつもりですか。金融面その他ありますけれども、通産省としてはどういうふうな指導するつもりですか。

○福田(一)国務大臣 生産をスピードダウンするおっしゃいますけれども、これはものによりけりだと思ひます。やはりものによつてはスピードダウンしなくてもいいものもあるのもできませうが、輸出関係においてはスピードダウンできない。それから設備の問題――

実はきょうも閣議で主張いたしましたのでありますが、今度の公定歩合の引き上げが行なわれたからといって、いわゆる輸出関係の企業であつて、設備をどうしてもしなければならぬというところ、金融が十分に回らないということであつてはたいへんだ、だから大蔵大臣においてもその点を考へて、金融問題は十分そういう面も考へてもらいたいということを主張しておいたのであります。私は輸出の関係からいまして、どうしても必要なのは何かスピードダウンする必要はない、また原材料はほとんど入れていいと思つておられます。入れて、出すところこそ日本の経済を保つていく道であると思つておられます。ただしかし、消費物資その他あるいは一部の国内だけの消費に向けられておるようなもの等については、できるだけスピードダウンしてもらいたいという感觸はないわけではございません。またそのような方針で金融等が行なわれていくものと私は思つておられます。事実またこれだけの措置をすれば、国民もこれはたいへんだ、やはり少し金を持つていなければならぬ、あまり物を買ふよりは金を持つていたほうがいいかもしれないというふうな空気にもなつてくるでしょう。こういう感觸が一番大きく経済には影響するのであります。私は、二厘引き上げの効果よりはそういう感觸を国民に持つてもらふことが一番大事だと思つておるのであります。そういう意味合いにおいて、われわれはあまり悲観はいたしておらないわけでございます。

○久保田(豊)委員 悲観とか樂觀とか、そんな抽象論を言つておるのはか、

ございせんから、具体的にお答えをいただきたい。

銀行局長にお伺いをいたしますが、今度の措置も従来のままを引き継いでいく、つまり金融の量的引き締めをそのまゝ引き継いで、さらに公定歩合の二厘引き上げをその上に乗せたかっこうになる。そうすると、いままでの措置は、預金準備率の引き上げで約八百億くらい引き揚げたわけだ。それからクレジットラインの設定で約一千億から一千二百億くらいではないか。この点ははっきりしませんが、さらに四月末の売りオペで、買いオペが中小企業向けに二百億ありますから、二千億円の売りオペをするということになりますと、大体入担保率の引き上げ分が大体三百億、これらを合せて現在の――現在という用語が誤りがありますが、今度の引き締めを始めた時期から比べてどのくらい金融引き締めのワクが数字的に小さくなるか。それからもう一つ、公定歩合の引き上げは二厘ですが、これによつて金融のワクは小さくなるわけですか。これにどのくらいのものを期待しておるか、こういった点を数字的に少しはつきり御説明いただきたいと思ひます。

○高橋(俊)政府委員 いま御質問でいろいろ数字を申されましたが、たとえば億円銀行の資金を吸い上げたという点は、それは金額的に見ますと大体終つておるわけですか。ただ、今後の資金量の増加に伴ひまして、毎月増加に見合うだけの準備預金の増加がございませう。これは金額としては非常に大きなものとは申せません。しかし、これは、もちろん今後においても強化することとはあつても、ゆるめることではないわけでありませう。あとは今後の資金の量的な規制の面におきましては、窓口規制と称しまして、全体のものにおいては三カ月を単位としておりますが、銀行の貸し出しが前年同期に比べてどの程度伸びることが許されるかをやっておるわけでありませう。一―三月におきましては大体前年の実績よりも一割ダウンの水準で押さえる。四月六月についてはまだ日銀で決定してありませんが、ゆるい線は出てこないのではありませんかと期待しております。そういうわけで前年の貸し出しよりも下回つた貸し出しをしなければならぬ、こういう形になつておるわけでありませう。都市銀行の中のどの十行を選んでは、その十行に対しては、数字は申せませんが、日銀が個別にクレジットラインを設定してある。クレジットラインと申しますのは信用予約みたいなもので、こゝまでは普通に貸し出ししますが、それ以上は原則的な金利にしてある。いまの情勢で申しますと、それらの都市銀行は、一時的にせよそれにひつかかるといふことで非常に不名誉に考へております。都市銀行も非常に過当競争がひどいのであります。こういう場合において、一つの競争意識が働いて、これに一番先にさわるのはよくないやうなことで警戒しておる。クレジットラインは一昨年の秋に始めたのでございませうが、当初は非常に寛大なやり方でございませう。一番月中で高い貸し出し水準になりました。全体としては二千億くらいあきがあるといふことでやつてまいりましたが、この金融調整方式はうまくいかなかつ

た。いまやつておるのは、四月において二千億円の売りオペを行ない、一方中小企業には買いオペをやりますけれども、都市銀行等を中心に大幅な売りオペを行なうので、貸し出しは減らないわけでありまして、逆に三月末に比べますといやでも貸し出しがふえるを得ない、貸し出しがふえることによりましてクレジットラインにピーク時ににおける残高が非常に接近をする。これを一行当たりしますと、数十億円しか余裕がないクレジットラインに頭がさわるということになってまいりますから、銀行としてはそれを非常に警戒しております。常日ごろ貸し出しを押えていかなければならない、これが量的規制であります。そういう方法によりまして、前年における貸し出しの増勢もさることながら、最近数カ月及び一年間における貸し出しの増勢が行き過ぎでありましたので、今日のような要請が起こったのでありますから、その貸し出しの増勢に対する傾向は落としていきます。それが生産の増勢を落とすのと密接に関連がある。大事なことは、要するに傾向線が非常に大切である、一年間を通じてどうなった、どの程度の上昇傾向を示すかということとは、われわれも非常に関心を持つところでございます。そういう点を勘案しながら四半期別の貸し出しを押えていきたいと考えております。数字でもってはいくら何千億がいいかは申すことはできません。貸し出し額の傾向を非常に重視しておるのが量的規制の姿であります。

それから公定歩合の点につきまして、設備投資、在庫投資の三十六年度と若干違う点を先ほど申し上げました

が、要するに最近の大企業は特にそうであります、相当高い生産水準、生産上昇を続けなければ収益が保てないような状態にある。つまり収益面に相当不安を感じておりまして、中には相当な大会社であっても今度減配をしなければならぬのではないかと不安を感じておるところが多い。それだけにこういって大企業、大商社というものに対しては、金利は二厘でありますけれども、かなり影響がある。つまり将来の採算に不安を持つということ、それが彼らの経営態度を非常に慎重ならしめる効果がある。そういう点が非常に大事ではなからうか。金利負担といえますれば、表面的にいえば、一割の増加にしかありませんが、これらの適用を直接に受ける大企業、大商社の経営態度が相当に変わってくることを期待しておるわけでありまして。

○久保田(豊)委員 次の問題に移りますが、山の一つになりますのは、設備投資をどういふふうに規制するかというところが一つの問題である。ことしの政府見通しでは四兆二千億を全体としては見ておるわけだ。この中にはおそらく八千億程度の中小企業の設備投資が昨年の実績から見て予定されておるのではないかと。それにいたしまして大企業三兆二千億程度の設備投資があるわけだ。これをどういふふうに押えていくかということが一つの金融引き締めポイントになろうと思う。これについては、通産大臣としては、中小企業のはうはまたあとで伺いますが、どういふふうに指導していけるつもりか、これをどれだけ圧縮していくつもりか、伺いたいと思

○福田(一)国務大臣 大企業の設備投資の問題であります、これはわれわれが統制をやっておるわけでありまして、直接の措置はできないわけでありまして。ただし、技術導入をいたしますとか、あるいは外資を導入する場合とか、その他設備の許可を持つて、たとえば石油業法等のような許可事業等々におきましては、いわゆる過剰設備にならないような措置でそれを押えてまいりたい、かように考えておる次第であります。

○久保田(豊)委員 この点は過剰設備にならぬように押えていきますというだけでは話になりません。しかし時間がありまから、それ以上突っ込んで聞くことはやめま。

その次に、私は、当面の中小企業に対する特に金融面からのいろいろな政策をお聞きしたいと思つてます。当面の公定歩合の引き上げは市中銀行だけですね。そうすると、地方銀行の金利はどうなりますか。それとさらに相互銀行ないしは信用金庫、こういうところのいわゆる量的引き締めなり、あるいは金利の関係は、大蔵省としてはどういふふうに指導されていくつもりか、またどの程度の影響がこのほうにあらわれてくるのか、この点をひとつ御説明をいただきたい。

○高橋(俊)政府委員 公定歩合の引き上げ並びにそれに引き続きますところの市中金利の引き上げは、都市銀行と地方銀行では区別がございせん。銀行は全部一律でございます。それから相互銀行、信用金庫等の中小金融機関はもとから臨時金利調整法の適用も受けておりまから、今回の引き上げとは直接関係がございせん。それで

従来のそういう金利引き上げの時期あるいは引き下げの時期等において、これらの相互、信金等の金利水準がどう動いたかをふまに点検いたしました。が、あまり関係のない動きをしていく点が特徴でございます。三十二年当時、あれは非常にドラチックな引き締め政策、財政投融資も大幅に切つたような時期でございますが、あの当時におきまして、月別の金利の平均をとつてみますと、ほんのわずかの上昇が見られる程度であり、しかしその後におきましては、また再び下がり始めています。信用金庫、相互銀行をとりまして、少なくとも約定金利につきましては、ずっと長年にわたつて低下の一端をたどつておるという状況でありまして、今回の引き上げにあたりまして、これらの中小金融機関の金利はあまり動かないのじゃないかと思つておりますし、また私どもの指導といたしまして、それほど上げないほうがいいんじゃないかという考えでやつております。

○久保田(豊)委員 四月の二千億の売りオペは、民間銀行にはどういふふうにかつておるつもりですか。この三月の二百億の買いオペは、市中銀行、地方銀行、それから相互、信用金庫にそれぞれ二十五億ずつ大体において割つておるわけですね。二千億の売りオペの場合は、これをどういふふうな消化のしかたをするつもりかということですね。なお二百億の買いオペは、どういふふうにかつておるつもりか、この点はどうか。

○高橋(俊)政府委員 久保田委員の御質問、売りオペ、買いオペがやや混同しておる点があると思つてます。二千億

は、日本銀行が銀行に対して行なう売りオペの額でございます。ですから、いままで一年くらの間に相当買つてまいりましたが、これを一挙に二千億売り戻すのであります。その内訳——これはもちろん日本銀行の貸し出しにかわるような措置でございますから、内訳は私もあまり存じませんが、いままでの買い入れの状況から推して、都市銀行が圧倒的に多いと思つておる。ただし地方銀行からも従来買つておりましたから、地方銀行も分に応じてその対象にすることにしております。そういった日本銀行の行なう純粹の金融政策としての一般的な調整手段のオペレーションは、銀行を対象にやつております。希望はありますけれども、まだ相互銀行、信用金庫に至つておりません。

一方の中小向けの買いオペレーションであります、中小向けには別途にそういう時期におきましては買いオペを行なつておりますが、三月に実行いたしました分は、仰せのとおり二十五億ずつ分けております。この四月の分は、二百億の内訳を申し上げます、都市銀行五十五億、地方銀行五十五億、それから相互、信金それぞれ四十億ずつとなつております。しかしこれは同時点におきまして、ずっと前に行ないました買いオペレーションの売り戻し期が到来しております。そのうち百五十億は繰り延べるが、百億は返していただくことになつております。それを差し引きして相殺いたしますと、四分の一ずつが手元に残る、つまり純粋になります分は四分の一ずつであるというふうな配慮をいたしております。

○久保田(豊)委員 あなたのほうは二月の何日かに各銀行に通達を出しておられますか。この中で、都市銀行並びに地方銀行等は従来の貸し出し残高の中で中小企業向けの比率を下げないようになり、それから健全な中小企業の連鎖的倒産については特に金融上の配慮をしろ、それから下請支払いのための親企業に対する金融上の配慮を特にしろということ、百二十三号ですか、通達を出しているわけですね。これは今日の時点で、今後の引き締めがさらに一段と強くなった段階で具体的にどうやるのですか。こういう通達を出しても、出さなければ何にもならぬ。具体的にどうやるのかという点をお聞きしたい。

○高橋(俊)政府委員 第一点の中小向けの貸し出し分は、その比率を確保すると同時に、高まるように努力せよ、これは数字で把握できることでございますので、今後も毎月これらの点を各銀行にとりまして、そういう配慮が行なわれているかどうかを点検いたすつもりであります。

それから健全な経営を行なっている中小企業に対する連鎖倒産などの被害を受けないようにという点、また下請事業者に対する支払いをよくするよう、そういう点につきましては、これはわがほうの監督だけでは不十分でございますので、先般も公定歩合の引き上げを行なうことを決定いたしましたときに、大蔵大臣が日銀総裁に会見いたしました、その際も、日銀として個別にこころいったこまかい点についてまで各銀行に対する融資の注意を怠らぬようにということを引きつづき申し入れしました。なお、私も一般的な検査をさせて

ます場合に、こういった点が具体的にどのように行なわれておるかを監督していきたいと思ひます。

なお、連鎖倒産云々ということを防ぎ、健全な中小企業に被害が及ばないようにする点については、すでに一部は、具体的に地方に起こりました事件につきましても、そういう努力を銀行が行なっていることがございます。多少の連鎖倒産はありましたが、それはほとんど銀行側から判断いたしました、相互に融通手形を乱用しておるといふようなものではやむを得ない、つまり過去における赤字が相当累積してございまして、どうしてもこの際整理していただかなければならぬものは整理してもらいましたけれども、そうでないものにつきましては、救済融資を行ないまして倒産を防いだという実例も出ております。今後もそういう具体的な事件に対して処置してまいるつもりであります。

○久保田(豊)委員 通産省のほうも、黒字倒産の企業に対しては、債権については特に金融上の特別措置を講ずるというふうなことを考えておられるようですが、具体的にはどういうことを考へておるか。またすでに今月に入ってから百五十以上の千円以上の負債のあるものが出ていますけれども、それらについて具体的にどう措置しているのか、ひとつお聞きしたい。

○中野政府委員 先ほど銀行局長がお答えしましたように、一般の市中の金融機関も、いわゆる連鎖反応によるところの倒産、健全な企業が倒産することのないように十分配慮していただくようにわれわれのほうからも要望いたしております。また個々のケースにつ

きましても私のほうで調べまして、大蔵省に連絡をとって措置しております。なおそれ以外に、政府関係の金融機関、特に中小企業金融公庫と商工中金につきましても、資金の配分の際地方的に相当——たとえば京都の西陣であるとか、あるいはとうとう一つの大きな商社が倒れた、その連鎖反応で健全な企業が倒れることがないよう、商工中金、中小企業金融公庫におきまして特別の配慮を加えて、すでに着々実行いたしております。

○久保田(豊)委員 とりあへずは二月の中小企業向けの二百億の買いオペ、この程度で——いまのお話だと、実態はそれより少し少なくなるのじゃないですか。この程度で中小企業のこれからの金詰まりというものが解決できると見ておられるのかどうか、あるいは引き続いてなおこういう買いオペのワークを大きくしてやっていく考えがあるのかどうか、これはどういうふうな見通しと計画を持っておられるのか、この点をひとつお伺いしたい。

○高橋(俊)政府委員 そういった中小企業のための、これは財政資金でやっておるのですが、財政資金による買いオペの政策は、今後も全体の引き締まりの状況、中小企業に対する影響の度合い等を、的確に数字をもって把握することはもちろん非常に困難でございますが、大体的な見当はつきましよう。そこでこういった措置は必要のつどやっております。ですから、四月にやったから第一・四半期はやらないのだということではございませぬ。もし六月に——六月は非常に掲げ超期に入ります、したがって、日本銀行としてもある程度の買いオペ

レーションを予定しております。そういう場合に、一般的な買いオペの額を若干減らして、中小企業向け専門の買いオペを加えるというふうな配慮をやつていかなければならぬと思つております。少なくとも一般の金融の引き締め政策がいろいろな波乱なしに——波乱を生ずるのは大体その直後でございます、直後と申しますのは、数カ月の間が一番問題でございます。あと全体の水準が是正されてまいりますと落ちついてまいります。でありますから、特にこの半年間におきましては特別の注意を怠らないようにして、買いオペ等を実施してまいるつもりでございます。

○久保田(豊)委員 金融引き締めが今後なお強化されてくれば、企業間の信用はますます大きくなるのじゃないかと思われましますし、当然そういうことが予想される。いままで企業間信用については、下請については中小企業庁あたりからかなり具体的な対策が出ておる。しかしながら、一般についてはまだこれという決定的なきめ手を政府は出しておられない。具体的にはこの企業間の信用が生産を落とさない一つの基礎だと思ふのです。ダウンさせない一つの大きな基礎だと思ひます。しかもこれがあつてなおダウンしてくる場合には、ますます大きな波紋というのか、混乱を起こす一つの大きな原因になろうと思ふ。これに対しては、やはり決定的なきめ手つきの対策をとらうということが必要だと思ふ。これについて大蔵省としてはどういうことを考へておるのか。また単に下請という関係でなく、通産省としてはどういうことを考へておるのかお聞きしたい。

○高橋(俊)政府委員 企業間信用の増加は、特に三十六年の引き締め以降非常に目立つた現象であります。最近の非常に近い時点までの数字が得られませんが、よくわかりませんが、やはり昨年の三月ごろまでに相当増大いたしました、これは特に大企業について多いのでございます。下へ行くほど実はそれほど多くなつてないのが産業の統計にございまして。そういう点について考えますと、いままでは販売競争というふうなものからみまして、そういうものが非常にふえてまいったと思ひますが、金融が十分につかないというところであれば、つまり、どこかでその割引が行なわれるとか、貸し出しの担保になるとかいうことがなければ、無限にふえ得る性質のものではないと私も思つております。いままでのところだと大体二〇%、年間売り上げ額の二割から三割五分程度ではないかと思ひます。その程度のもので残高としてある。これが三割でも四割でもふえ得るものかどうかについては、それはならないのではないかと、つまりあるところまでふやしていけば、それ以上は全然回転しなくなる、この段階にいつても吸収されない。資金化されてくる。ですから、いまのこれからの見通しとしては、金融が次第に梗塞してまいります。でありますから、手形をもちつてもどうにもならぬ場合には、やはり手形を拒否するということになります。それを受けるということには、やはり自分がそれだけの資金繰りにたえられるということであり、つまりそれがもう受け取れない状況にきておるのではないかと。これは企業により

会社により差異はございまいしうけれ

ども、しかし全体として、引き締めの結果として、これからの企業間信用が膨張していくという点につきましては、私もそれはそうならないのではないかと、私どもはそう思っています。しかし、そういう観測だけではなお十分でござい

ますので、先ほど申し上げましたように、下請に対する支払いを、いままでは解積がかなりルーズであった、手形で支払っても六十日以内に支払えはいいのだという解積であったのが、それが現金化されないということであらばいかぬのだというふうに解積を厳重にいたしました。そういうことでこれから強い監督、指導が行なわれていくものと思ひます。これは直接私どもの所管ではありませんが、しかし公取もなるべくそういうものを取り上げるような措置を講じますし、通産省も同じことであると思ひます。そういうことで、個々のケースについてもこれらの規制を厳重に守るようにしていく必要は十分にある。しかし、全体としての傾向を申しますと、いまの資金情勢から考えまして、無限にふえていくような性質のものでは絶対にあり得ないというふうに考えております。

○福田(一)国務大臣 たいま銀行局長から申し上げました中小企業の関係は、いわゆる銀行が割引しないようなものはいけない、こういうたてまえをとっておるわけでありませう。それから、その中小企業以外の大企業、中小企業までの間の企業等につきましては、私は、いまのような信用膨張によって仕事をしていくことの健全であるということ、あらゆる機会に行政面において指導をしてまいりたい、かよ

うに考えております。

○久保田(豊)委員 歩積、両建てについては公正取引委員会が特殊指定をする、こう言っているわけでありませうけれども、まだ一向にやらない。いつやっても、そうして特殊指定をした場合にどれだけの効果が実際にあるのか。特に、これは相銀、信金等においては相当大きな問題であらうと思ひます。これについて実際の解消方法というものは具体的にどうやっていくのか、これは通産大臣なり大蔵省は具体的にどう考へておるのか。さらに特殊指定をして、それによつてすべてがうまくいくというふうな単純な問題ではないと思ひますが、どう考えておりますか。

○福田(一)国務大臣 きょうの閣議においてもその発言をいたしました。歩積、両建てをこの機会に解消せねばならぬ。そうすれば、中小企業は実質的の金利がかえつて下がることにもなるのだからというのを発言をいたしました。その結果、日銀と大蔵省との間で何らかの適当な査察機関でもつくつて、そうしてこれを査察する。私は、公正取引委員会が動して、そうして特殊指定までやられるというところまで黙つていていいものかどうか、行政当局としては問題があると思ひますが、銀行行政という面から見ても問題がある。ここには銀行局長もおられませうけれども、おそらく大蔵大臣と御相談をされて、今度は適当な措置をとられるものと確信をいたしております。

○久保田(豊)委員 たいま銀行局長が大臣と会われたかどうか知りませんが、その間の事情はつまびらかにしませうけれども、いま久保田委員の発言したような趣旨に基づいて、今度は政

府が強力にこの問題についての解決に乗り出すことを私は確信をいたしております。

○高橋(俊)政府委員 たいま通産大臣から言われましたように、閣議においてもこれを非常に重大な問題として取り上げまして、特別の監視班をつくるといふことでございませうから、私ども、かねてからそれは考へておりました。が、わがほうには検査のため必要員をある程度そのために専門にその方面に従事せしめる、足らなければ日本銀行のほうへも応援を求めるといふようなことで、具体的にケース・バイ・ケースで追及していきたいということが一つでございませう。しかしそれだけでは、非常に件数が多く、銀行だけでも何百万件というふうな貸し付け件数でございませうので、これをある程度マクロ的に押さえていかなければいかぬ。一件一件を追及するだけでは、またほかのほうが悪くなったのでは何にもなりません。全体としてこの比率が下がるようにしなければいかぬといふことで、各行別に計画を出させまして、その計画に従つてまず債務者預金の率を減らすとか、債務者預金の中での拘束預金の割合を減らすとか、そういう指導をこれまでも行なつてまいりました。が、一そうそのほうの監督を厳重にして、確実にそれらの実施が計画に沿うものであるかどうかを確かめながら全体の是正をはかつてまいりたいと思ひております。

○久保田(豊)委員 歩積、両建ての総額が、はつきりしたことはわからぬが一兆四、五千億ある。それが単なる監督なり取り締まりで片がつくものですか。何らかやばり経済の合理性に

沿つた措置というものをとらなければ、私は、それは簡単に監督ややかましいことを言つただけではうまいか、いかに思ひますが、この点について大蔵省としては何か考へているのかどうか。

○高橋(俊)政府委員 いままで、昨までの状態で申しますと——これはそれ以前何年間の懸案でございまして、が、まあいつてみれば通達を出しておつて、通達が守られなかつた、こういうことでございませうが、昨年からはいふその点様子が違つておりまして、この問題が国会等で相当きびしく取り上げられると同時に、大蔵省といひましたし、数字の上で債務者預金を減らせといふようなことは従来やつておりませう。初めての試みでございまして、ただそれがあまりにも性急に過ぎますと守られないことになりませう。守り得ないような、守られないような荒っぽいことを要求するのは、私は実際に即しないと思ひます。やはり計画的に、いまのところ計画期間は二年になつておりますが、今後二年刻みくらいにやつていく。しかし、二年後までははつておくといふのではないのです。それはその中間においても報告をとりまして、最終二年後の目標に対して十分一年間においてそれだけの成果をあげているかどうか、あけていなければ、われわれ監督行政の上でいろいろな手もございませうから、それを守らせるようなことはできるんじゃないか、法律のような手段でこれを訴えるのには、問題はあまりにも複雑でございませう。これは相手方の信用程度その他によりまして、いろいろ両建てをとる割合も長い間の習慣で違つており

ます。わりあいに低い率であるところと、比較的高い率であるところと、それはいろいろな信用の度合い等に應じて違つておるわけでございます。

○久保田(豊)委員 中小企業に対する年次報告を見ても、歩積、両建てについては何回か通牒だとかなんとかのいろいろの措置をしているけれども、一向に改まらないのが実情です。いつも国会の答弁のときには、しかるべくと政府当局、大蔵省なり通産省は言っておるけれども、一つも実績があがっていない。これが実態だらうと思ひます。

○久保田(豊)委員 中小企業に対する年次報告を見ても、歩積、両建てについては何回か通牒だとかなんとかのいろいろの措置をしているけれども、一向に改まらないのが実情です。いつも国会の答弁のときには、しかるべくと政府当局、大蔵省なり通産省は言っておるけれども、一つも実績があがっていない。これが実態だらうと思ひます。

○久保田(豊)委員 中小企業に対する年次報告を見ても、歩積、両建てについては何回か通牒だとかなんとかのいろいろの措置をしているけれども、一向に改まらないのが実情です。いつも国会の答弁のときには、しかるべくと政府当局、大蔵省なり通産省は言っておるけれども、一つも実績があがっていない。これが実態だらうと思ひます。

○久保田(豊)委員 中小企業に対する年次報告を見ても、歩積、両建てについては何回か通牒だとかなんとかのいろいろの措置をしているけれども、一向に改まらないのが実情です。いつも国会の答弁のときには、しかるべくと政府当局、大蔵省なり通産省は言っておるけれども、一つも実績があがっていない。これが実態だらうと思ひます。

国会でもやって、ちつとめんどうなことを言うやつがなくなれば、まあまあということでもたやってくる。その間にまた歩積み、両建てがふえてくる、こういうことです。私もほんとうの専門家ではありませんが、実際に私はただ単に取り締まりや監督だけでこの問題が片づくものではないと思う。経済合理性に合った対策というものを大蔵省なりなんなりが考えていかない限り、単なる法律や行政上の措置だけではいけないのではないかと、いうように考えますので、この点については、きよりの閣議で、これからすぐということでは、すぐにまだ対策がないかもしれないませんが、十分お考えをいただきたいと思ひます。

なお、たくさんありますが、時間がありませんからやめますけれども、特に、これはどうしてもこういう金融引き締めがあれば、政府当局としてはいろいろ中小企業の保護といひますか、そういうものに対しては手は打つと思ひます。打つても、何しろ相手の金融機関なりなんなりといひものは、やはり採算ベースに乗るものでなければやらないということになると、いまの実情からいへば、どうしても市中銀行や特に地方銀行は選別融資がだんだん強くなり、大企業の選別取引といひますか、そういうものが強くなるというところ、どうしてもこれは相当に倒産等が出てくる。これはやむを得ないものはしかたがないかもしれないけれども、しかし、いまのように資本金の二十倍、三十倍というふうなあるいは五十倍というふうな仕事を広げ過ぎておる。これは不自然といへば不自然ですけれども、しかし、そういう情勢で、いま

まで政府がいわゆる高度成長政策といふようなことで全般的に、雰囲気的には指導してきた、その指導の責任といふものはやはりこの段階にきて、あとはおまえたがやり過ぎたんだ、不健全なやり方をしたのだからつづけるのはさしつかえないというふうなことで、最後までやはり中小企業の再生といふようなことについて、特に金融面から政府としても十分な責任を持つて、そういうものをでるだけ少なくする、あるいは救つていくという対策がぜひ必要だと思ひますが、この点について大臣の御所見を聞いて、まだほかにくたさんありますけれども、時間がありませんから、質問を打ち切りにします。

○福田(一) 閣務大臣 ただいま久保田委員の述べられましたような点を十分配意いたしまして今後措置をしてまいりたいと思ひます。

○中村(重) 委員 この三法案は本日で質疑を終局するわけですが、最後に、非常に重要な点を大臣にただしておきたいと思ひます。

私どもも、この三法案の内容に対しましては不満足な点もございしますが、將來に期待をして賛成をしたい、そのように考えておりますが、ただ、どうしても納得のいかない点があるわけなんです。それは、従来政府関係の金融機関に對しまして政府が出資する場合、法律事項になっておったわけでありまして、けれども、これを法律事項からははずす、こういうことのようにございします。この点、どうしても納得がいきません。どうして従来のとおり、出資する場合に法律事項として議会の当該

委員会の審議を経るということにしないのか。その点をひとつ明確にお答え願ひたい。

○福田(一) 閣務大臣 この問題はいろいろ議論のあるところでございしますが、われわれとしては、今回の措置においては予算措置をとった場合には法律に書かぬでもいふようにしてはどうか、といひますことは、あまり法律が多くなり過ぎる、何でもかんでもみんな法律でやるという形がはたして行政上いいのかどうか、こういう問題もありまして、今度のような措置をとつたわけでございます。これはいろいろ御議論のあるところであると私も考えるのでありますが、しかしこれが弊害を生むようであれば、またこれを是正するといふこともけっこうであります。一応ひとつやらしてみたいと思ひます。

○中村(重) 委員 ただいまの大臣の答弁はきわめて不見識であり、私は民主政治のルールを全く無視しておる、このように考えます。予算さえ通過したならばそれでよろしいというふうな考え方方は間違ひである。少なくとも民主政治の中におきまして、この議会におきまして常任委員会中心主義になつてきておる。その常任委員会におきまして十分議論をするといふことが一番正しいのだ。法律が多くなることは、官僚にとつては好ましくないかもしれない、国民の声を政治の場に大きく反映をさせるというところにあるわけなんです。それならば当然法律事項がふえてくるというところはあたりまえである。これがまた正しい方向であるわけでありまして、にもかかわらず、国民の声を

押え無視するといふ考え方というものは、私は逆行であると考えております。この際、ひとつ通産大臣は、たゞいま答弁されたようなことに対して反省をして、法律事項として従来のとおりに国民の声を政治の場に大きく反映をしてこれを決定していく、こういう考え方に改められる意思はないかどうか、その点を改められるならば賛成をいたしたいと思ひますけれども、ただいまの答弁のとおりでありますれば、遺憾ながら賛成はできないのであります。いまひとつ明確にお答えを願ひたい。

○福田(一) 閣務大臣 私は政治をやるやり方について国会が御批判を賜はるの、決して法律審議の場だけではなと思つております。予算審議の場においても十分その場はあるわけでございます。また予算委員会でもなくとも、そういうような措置をいたしました場合においては、こういう商工委員会その他各委員会が審議ができると思ひますのでございまして、こういう措置をとつたからいへば審議の審議権がそれ制限を受けたとは私は考えておらないのでございします。そういうような意味合いにおきまして、私たちとしてはあまり一々の問題について法改正をするといふことは、今度ではしばらく差し控えた、こういう措置をとつてきたといふことを御了承を願ひたいと思ひます。

○中村(重) 委員 予算委員会におきましては、あの膨大な予算を限られた期間において十分に審議をするといふことは、私は不可能であると思ひます。常任委員会の制度というものは何のためにあるのか。あなたのたゞいまの議論というものは常任委員会制度というもの無視しておるわけです。そういう考え方は私は間違ひであると思ひます。そういう考え方は、どうしても私どもは納得いきません。

○二階堂委員長 おはかりいたします。三法案の質疑を終局するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○二階堂委員長 御異議なしと認め、よつて、さう決しました。

○二階堂委員長 次に、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党を代表して始関伊平君外二名より、中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案が提出されております。

中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案に対する修正案

中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条のうち第九条に一項を加える改正規定中「總裁を通じて」を削る。

律案に對しまして、自由民主党、日本社会党、民主社会党三党共同提案による修正案について、その趣旨を御説明申し上げます。

修正案の案文はお手元に差し上げてありますが、念のため朗読いたします。

中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条のうち第九條に一項を加える改正規定中「總裁を通じて」を削る。

以上が修正の内容であります。

政府の修正案の提出の理由については、公庫の業務の適切な運営を確保すること、またさらに行政管理局等の勧告の次第もあつた経緯にみ、監事の職責を明らかにし、公庫業務の監督についてその万全を期するといふ趣旨からこの改正案を提出せられたのであります。したがつて監事は總裁に監督の結果を提出するのほかに、直接主務大臣に意見を提出することができるとするほうが、さらに改正案の趣旨を生かすことになると思つております。

以上が修正案の提出の理由であります。何とぞ委員各位の御賛成をお願いいたします。

○二階堂委員長 次に、三法案並びに始関伊平君外二名提出の修正案を一括して討論に付します。浦野幸男君。

○浦野委員 私は自由民主党を代表いたしまして、中小企業指導法の一部を改正する法律案、中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を

改正する法律案に対する修正案並びにその修正部分を除く原案及び商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案の各案について、賛成の意を表するものであります。

御承知のとおり、今回の中小企業指導法改正案は、業務範囲の拡大、中小企業信用保険法改正案は、保証範囲の拡大と保険の付保限度額の引き上げ、中小企業信用保険公庫法改正案は、監事の権限規定の整備、商工組合中央金庫法改正案は、準所屬団体の範囲の拡大と外国為替業務の追加をそれぞれ内容とするものであります。そのほか三案を通じて政府の追加出資についての規定を整備しているものであります。

まず、政府の追加出資に関する規定の整備については、従来二つの方式があり、追加出資のし方は行なわれる可能性の多い機関については今回の改正案のような方式をとり、しからざるものについては、そのつど法律改正を行なうということになっておるようであり、昨年末閣議の申し合わせも、今後法律事項とする必要のない問題については、法律改正を要しないよう措置する方針がとられ、この方針に基づいて今回の改正案が提出されたものであります。この点については反対論もありませんが、追加出資については別途予算に計上せられ、十分な審議の結果、国会の議決を経るものであります。さらにまた重ねて法律事項とするのはいたずらに手続を複雑にするものであり、国政の円滑な運営に資するものではないということであり、その改正点並びに修正点は、特にここで申し上げるまでもなく、適

切かつ妥当なものであります。

以上をもつて私の賛成討論を終わります。

○二階堂委員長 板川正吾君。

○板川委員 私は日本社会党を代表いたしまして、中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案に対する修正案には賛成、中小企業指導法の一部を改正する法律案、中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案の修正部分を除く原案並びに商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案の三案にはいづれも反対の意を表するものであります。以下反対の理由を明らかにいたしたいと存じます。

御承知のように、国の財政運営の基本原則は、憲法によつて明確に定められております。すなわち、憲法第八十三條には、「國の財政を處理する權限は、國會の議決に基づいて、これを行はしめなければならない」とあり、同じく第八十五條には、「國費を支出し、又は國が債務を負擔するは、國會の議決に基づくことを必要とする」と規定され、國會の議決を基礎とする民主的な財政處理が原則となつてゐるのであります。

ただいま討論に付されております三法案には、いづれも政府が予算の範囲内で追加出資ができるという条項が含まれておりますが、これは憲法による財政處理の基本的精神に逆行するものといわざるを得ません。なぜならば、予算に計上すれば自動的に出資が可能となり、法律改正の議決を必要としなくなるというのをねらつたものであります。国会審議を通じての国民

の批判を避け、非民主的な財政運営を可能にしよとするものと見られるからであります。

政府は今般、国会審議を省略する趣旨に法律体系を統一する方針をきめ、今国会から多数の同趣旨の改正案を提出してあります。この三法案もその方針によつたものであります。國民の血税の使途に對する國民の批判を避けようとする意圖に基づくものと言つて過言ではないと存じます。

さらに遺憾なことは、中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案は、全く内容の異なる二つの法律について異なる内容の改正を一本の改正法案で片づけようとしてゐることであり、

申すまでもなく、國會は唯一の立法機關であり、したがつて、國會の最も重要な任務は立法行為であります。この重要な任務と權限を無視して、予算の審議があれば法律案の審議は要しないという規定を是認し、また二法案を一法案として處理するという便法を認めることは、國會議員が國民から付託されたみずからの責任を放棄するものであります。賛成者は、予算委員會で審議するのだから、國會審議を無視するものではないと弁解されておりました。御承知のように、予算委員會における予算案の審議には時間的制限があります。個々の施策、個々の機關別にきめこまかな検討を加へることは不可能でありまして、これはどうしても専門の常任委員會にゆだねる必要があるものであります。特に多額の財政措置を伴う重要施策についてその必要性が強いのであります。この意味からいって

も、委員會審議に制約を加へるがごとき今回の改正案には賛成しがたいのであります。

さらに、この改正案が成立するならば、今後、政府關係金融機關の運営について批判を加へられる機会がなくなつて、機關運営が官僚的、独善的に流れ、やがて國民の不信を招くおそれが出てまゐることは必定であります。

以上申し上げましたごとく、三法案の中の追加出資關係の規定が財政處理の基本的原則に反し、また國會の審議權の縮小を意圖するものである以上、わが党は決して賛成するわけにはまいらないのであります。

以上の理由を明らかにしまして、三案について反対するものであります。

○二階堂委員長 麻生良方君。

○麻生委員 私は民主社会党を代表いたしまして、議題となつております中小企業指導法の一部改正法案、中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部改正案、同修正案並びに商工組合中央金庫法一部改正案の四案に、いづれも賛成の意を表する。こととに、次の三つの点を強く要望いたします。

その第一は、昨年の第四十三通常國會におきまして、わが民社党の主張に端を発しまして中小企業基本法が成立をいたしました。基本法はあくまで中小企業の憲法的な性格のものであり、この基本法を生かすためにはそれに呼応する一連の関連法案の制定が必要であります。わが党はこの観点に立つて、すでに本委員會においてスーパーマーケット法案、百貨店法改正案、商店街振興組合法改正案、中小企業の官公需確保法案、中小企業の産業分

野確保法案の五案を提案をしておりますが、政府もこれらの点について積極的に推進をしていただきたい。

第二に、三法案の審議と関連して重要なことは、昨日から実施された政府と日銀の公定歩合の二厘引き上げの問題であります。総選挙以来、国際収支の悪化と関連してとられた日銀の窓口規制等、金融引き締めの影響は直ちに中小企業に波及し、昨年から中小企業の不渡り手形の激増、倒産が相次いでおります。こういう情勢の中で突如として公定歩合を引き上げたことは、池田内閣の再三にわたる国会答弁に相反するものであり、池田内閣の所得倍増政策の失敗を雄弁に物語るものであります。われわれは、このような公定歩合の引き上げに関連して、危機に瀕しつつある中小企業に対して政府は特別の配慮をもって善処されることを要望したいと思っております。

最後に、指導行政において、先般私 が本委員会において指摘をした中小企業指導員のあり方について、すみやかにその矛盾を改善して、その予算が適正に使用されることを要望いたしました。賛成の意思を表したいと思っております。

以上をもって討論を終わります。

○二階堂委員長 以上で討論は終局いたしました。

これより順次採決いたします。

最初に、中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案を採決いたします。まず、始関伊平君外二名提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○二階堂委員長 起立多数。よって、

本修正案は可決いたしました。次いで、ただいまの修正部分を除く原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○二階堂委員長 起立多数。よって、本案は始関伊平君外二名提出の修正案のとおり修正議決いたしました。

次に、中小企業指導法の一部を改正する法律案及び商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案の両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○二階堂委員長 起立多数。よって、両案はいずれも原案のとおり可決いたしました。

〔報告書は附録に掲載〕

○二階堂委員長 おはかりいたしました。ただいま議決いたしました三法案に関する各報告書の作成に關しましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○二階堂委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次会は、来たる二十四日火曜日午前十時理事会、理事会散会後委員会を開会することとしたし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十七分散会